

日吉

私下社宅

売買

譲渡契約書

控

大同石炭
N
6





不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という） 高柴儀一（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はどの所有する所有地敷の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 買受物件については買 受買金の定額物一切買受のままとする。但し、電気、水道の取替に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき買受代金は、全 22,600 円ととし、甲が乙に支払うべき買受金定額買受金は、全 43,200 円とす。
- 第 4 条 前条より差引いた額を売却代金とし借付金の半額迄を条件とし、全 29,400 円と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額等額と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公債公課は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後のものは乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同様に、甲に代りて納付予定地価増徴を行うことと乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取持権、質権、共当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び借付金返済に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する裁判管轄を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその裁判管轄を承諾し甲に承諾をけない。

本契約を締結するため、本書を前掲物件に各署名捺印の上各持過を保有する。

昭和 43 年 5 月 1 日

売 主（甲） 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買 主（乙）

嘉穂郡箱笥町大字5丁目22番地1

高柴儀一

不動産の表示

所 在 嘉穂郡箱笥町大字5丁目22番地1

家屋番号 第 71 号番

1 本 部 分 買 受 金 定 額 物 地 積

床面積 29 坪 49

持分持分 2/201

以 上

売渡証書

一金貳万九千四百円 也

私所有の後記の不動産を前記金額をもつて貴殿に売渡し代金は
確かに受領しました。ついでには後記の不動産に関して万一他よ
り故障等申し出る者がありません。私が一切引受け貴殿に
は決してご迷惑をおかけいたしません。
右の通り相違ありませんが、後日のためこの売渡証書を作成し
ます。

昭和四年 五月 壹日

売主

北九州市若松区本町三丁目九番拾号

共同 石炭鉱業株式会社

代表取締役

入交 太兵衛

買主

嘉島郡船橋町大字文田林六番地の壹
高柴 依 一 殿

不動産の表示

嘉島郡船橋町 大字 文田 林 六 番 地 五 番 地 壹 号

床 面 積 約 一 千 八 百 一 十 一 坪 七 分 七 厘 六 毫

一 不 造 瓦 葺 平 家 建 着 床 壹 棟

床 面 積 概 算 九 坪 〇 合 四 分 (実測面積は拾四坪)

伊藤下三 持分 媒介 〇 壹

昭和四年五月五日



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）樋口朝男（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

第1条 甲はその所有する未登記の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。

第2条 前条物件については登、建具等の定着物一切有姿のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。

第3条 乙が甲に支払うべき物件代は、金 43,000 円也とし、甲が乙に支払うべき金書予定損害賠償金は、金 43,000 円也とする。

第4条 前条より差引いた額を売却代金とし第7条の手続きを条件とし、金 20,000 円也と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。

第5条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡しものとする。

第6条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。

第7条 本物件については、その所有権全部移転登記と同時に、甲に於いて金書予定損害賠償を行うことを乙は承諾する。

第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを保証する。

第9条 本物件の所有権全部移転登記手続に要する登録免許税及び登記手続に関する費用、その他本契約に関する費用はすべて乙の負担とする。

第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に迷惑をかけるまい。

本契約を確約するため、本書を式通件成し各署名捺印の上各巻通を保有する。

昭和 43 年 4 月 / 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交太兵衛

買主(乙) 嘉徳郡橋本町(3)3丁目22番地-1
樋口朝男

不動産の表示

所 在 嘉徳郡橋本町(3)3丁目22番地-1
家 屋 番 号 第 26 番 号
1 木 造 瓦 葺 平 屋 建 嘉 光 電 機
床 面 積 44 坪 16 (実測面積 27. 坪 5 合)
移転する持分 5 分の 1

登記簿謄出済

以上

不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という） 入江 繁 夫 （以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

第1条 甲はその所有する末尾記載の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。

第2条 前条物件については壁、建具等の定着物一切有姿のままとする。但し、電気、水道の移替に伴う工事代金は乙の負担とする。

第3条 乙が甲に支払うべき物件代は、金 30,000 円也とし、甲が乙に支払うべき鉱害予定損害賠償金は、金 5,000 円也とする。

第4条 前条より差引いた額を売却代金とし第7条の手続きを条件とし、金 35,000 円也と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。

第5条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。

第6条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。

第7条 本物件については、その所有権全部移転登記と同時に、甲に於いて鉱害予定賠償登録を行うことを乙は承諾する。

第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、抵当権、その抽何等の負担のないことを保証する

第9条 本物件の所有権全部移転登記手続に要する登録免許税及び登記手続きに関する費用、その他本契約に関する費用はすべて乙の負担とする。

第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に迷惑をかけない。

本契約を確約するため、本書を真運作成し各署名捺印の上各忠通を保有する。

昭和 47 年 4 月 10 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 炭業部炭業野間大字炭業町番地

入江 繁 夫

不動産の表示

所 在 香徳区柏原町大字田22番地4

家屋番号 第 96 号

1 木造 瓦葺 平屋 建 居 宅 宅 棟

床面積 44.16 坪 (実測面積) 37 坪 (計画)

移転する持分 5 分の 3

以上





家屋譲渡契約書

共同不動産株式会社（以下甲という）と金子政徳（以下乙という）との間に家屋譲渡について下記の通り契約する。

- 第1条 甲はその所有する家屋記載の家屋を乙に無償譲渡する。
- 第2条 前条家屋については柱・建具等の造作物は有償のものとする。但し電気・水道の移管に要する工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙は本件家屋について甲に対し、今後夫一切損害賠償の請求を行わない。
- 第4条 本件家屋に対する固定資産税等の公課金額は本契約締結日より乙の負担とし、その引渡しを受ける前日迄に甲の負担とする。
- 第5条 本件家屋の所有権1部移転登録手続に要する登録免許税及び登録手続に関する費用・その他本契約に関する費用はすべて乙の負担とする。
- 第6条 乙は本件家屋を第三者に譲渡する場合は、その譲渡人に完全に本契約の義務を承継させ、甲に対し一切迷惑をかけないものとする。

本契約書は3通作成し、各署名捺印の上後日の際として甲・乙各自1通宛保有するものとする。

昭和44年 2月 / 日

甲 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同不動産株式会社

代表取締役 人 交 太



乙 山田市大字下山田 544番400 /

金子政徳



記

物件の表示



山田市大字下山田 544番地 / 原簿番号 147番

1. 木造 瓦葺き長屋



床面積 平方メートル (26坪50合)

二階建て半棟分

(実床面積 平方メートル)

以上





家屋譲渡契約書

共同石炭業株式会社（以下甲という）と深川 知 己（以下乙という）との間に家屋譲渡について下記の通り契約する。

- 第1条 甲はその所有する未届記載の家屋を乙に無償譲渡する。
- 第2条 前条家屋について土壌・建具等の造作物は有償のままとする。但し電気・水道の移管に要する工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙は本件家屋について甲に対し、今後夫一切瑕疵賠償の請求を行わない。
- 第4条 本件家屋に対する固定資産税等の公法公課は本契約締結日より乙の負担とし、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とする。
- 第5条 本件家屋の所有権1部移転登録手續に要する登録免許税及び登録手続に関する費用・その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第6条 乙は本件家屋を第三者に譲渡する場合は、その譲渡人に完全な本契約の義務を承継させ、甲に対し一切迷惑をかけないものとする。

本契約書は2通作成し、各署名捺印の上譲渡の証として甲・乙各員1通別保存するものとする。

昭和44年 2月 / 日

甲 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同石炭業株式会社

代表取締役 人 文 太

水村 隆
木村 200
[Red Seal]

乙 嘉穂郡嘉穂町大字下俣ノケノケ

深川 知 己

記

物件の表示

嘉穂郡嘉穂町大字下俣ノケノケ
田川郡田川町大字月崎
[Red Seal]

1. 木 造 瓦葺平家建

床面積 平方メートル (21坪62合)

—築年未詳—

(実測床面積 平方メートル)

以上





家屋譲渡契約書

共同石灰産業株式会社（以下甲という）と穴井達生（以下乙という）との間に家屋譲渡について下記の通り契約する。

- 第1条 甲はその所有する未結登記の家屋を乙に無償譲渡する。
- 第2条 前条家屋については柱・建具等の造作物は有償のものとする。但し電気・水道の移管に要する工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙は本件家屋について甲に対し、今後夫一切転賃賠償の請求を行なわない。
- 第4条 本件家屋に対する固定資産税等の公課金類は本契約締結日より乙の負担とし、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とする。
- 第5条 本件家屋の所有権移転登記に要する登録免許税及び登録手続に關する費用・その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第6条 乙は本件家屋を第三者に譲渡する場合は、その譲渡人に完全に本契約の義務を承継させ、甲に対し一切迷惑をかけるまいものとする。

本契約書は二通作成し、各者名捺印の上後日の際として甲・乙各自一通所保有するものとする。

昭和XX年X月X日

甲 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同石灰産業株式会社

代表取締役 入交 太一



乙 山田市大字下山田

穴井達生



記

物件の表示

八幡山小田原下山田
八四七番地 家屋番六四七番を
譲渡する

1. 木造 瓦葺 平屋建

床面積 平方メートル（約四四六〇）

六三〇平方メートル（築地目録 平方メートル）

以上



4月
22日
22



不動産売買契約書

共同石炭産産株式会社（以下甲という）と 佐々國政夫（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する本条記載の不動産（以下物件という）をここに売渡し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 新築物件については、基、建築等の発着物一切有害のものとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 八 万 円 であるとし、甲が乙に支払うべき買手定額返金額は、金 六 万 千 円 であるとする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を前条代金とし、残りの金額を条件として金 二 万 七 千 円 であるとし、乙は本契約の締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額等額と同額に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公債公課は、その引渡しを翌の前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と買手が甲に於いて買手定額返金を行うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲受人をして先づ甲にその権利義務を承継させ、甲に承諾を要しない。

本契約を履行するため、本買手定額返金作成し各署名捺印の上乙名義で返金する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭産産株式会社

代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 山田市大字下山田町字野入 85 番地
佐々國政夫



不動産の表示

所在地 山田市大字下山田町字野入 85 番地 一角地

変遷番号 第 646 番 7
スレート葺 平屋建

1. 構造 平屋建
床面積 276 坪 4 分

専有部分
取組番号 方六百四拾六と七号

木造 平屋建 スレート葺

床面積 8 坪



(75)

以上

石炭 ②
利子金付



不動産売買契約書

共同石炭産業株式会社（以下甲という）と 広瀬俊二（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する本登記簿の不動産（以下物件という）を乙に先渡ししてこれを賣渡せる。
- 第 2 条 前条物件については、壁、器具等の附着物一切有界のままでする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 四万八千 圓とし、甲が乙に支払うべき金貸付金利息額は、金 零万零千 圓とす。
- 第 4 条 前条より前引いた金五萬圓代金とし、残りの半額金として金 一萬九千 圓と定め、乙は本契約の締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額半額と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公算公課は、その引渡しに於ける當日直は、甲の負担とし、その後の公算乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同様に甲に於いて金貸付金利息債権を行うことを乙は承認する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録費及び登記手続に要する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に通告をかける。

本契約の履行のため、本書寫通を作成し各署名捺印の上各名簿を添付する。

昭和 21 年 7 月 日

売主（甲） 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同石炭産業株式会社
代表取締役 入交 太兵衛

買主（乙） 福岡県若松市東町1丁目2番地

広瀬 俊二

不動産の表示

所在地 ~~山田市大字下山田町第9号~~ 入百四拾六番地 若松地産
 登記番号 ~~第666番7~~
 1. 用途 ~~第一種 平屋建 専任~~
 2. 面積 ~~六拾零坪五分~~
 3. 専有部分
 4. 家屋番号 才六百四拾六の七号
 5. 木造 平屋建 スレート葺
 6. 床面積 九 坪

以上





不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)と 中野謙吉 (以下乙という)とは不動産売買について下記の譲り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はどの所有する承継記録の不動産(以下物件という)を乙に売渡し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、債、埋蔵物の定着物一切有するままとする。但し、電気、水道の配管に存する工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 九 万 円也とし、甲が乙に支払うべき前書き取書金納付金は、金 七 万 七 千 円 也とする。
- 第 4 条 前条より差し引いた額を前記代金とし、第 7 条の予約金条件として 金 七 万 七 千 円 也と定むるは本契約加印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前記の金額受領と同時に本物件を乙に譲渡するものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける譲渡日は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲において前書き取書金納付書を行うことを必要とする。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、地味権、買渡、地味権、その他何等の負擔のなかりを併せする。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する裁判管轄合意第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ、甲に迷惑をかけない。

本契約を締結するため、本書見返しに成し任意名義印の上各者捺印を成有する。

昭和 年 月 日
 売主(甲) 北九州市若尾区本町1丁目9番10号
 共同石炭鉱業株式会社

代售取締役 江 交 太 兵 衛
 買主(乙) 福岡県山田郡山下町下町4番10号
中野謙吉



不動産の表示

所 在 山田郡山下町下町4番10号 在番地
 家屋番号 第 46 番 1 号
 1. 水 道 スレート管 下水 有
 2. 床 面 積 9.54 坪 合
 専 有 部 分
 家屋番号 第 46 番 1 号 1 号
 水 道 スレート管
 床 面 積 9.54 坪

積金
 13,000 - 10,000 = 3,000
 99% > 1

37

山 上



神のつね

印
2014



不動産売買契約書

共同石炭産権株式会社（以下甲という）**福島 勇**（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はどの所有する赤松産権の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、譲渡手続の一切費用は乙の負担とする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき前金代金は、金 4,500 円とし、甲が乙に支払うべき前金予定換算金額は、金 3,500 円とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を売却代金とし第 7 条の不動産を条件とし、金 10,000 円と定め、乙は本契約締結と同時にこの金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額差額と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対するる諸の課税、その引渡しを受ける前払金は甲の負担とし、その後の方は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同様に、甲において前金予定換算金額を行うこととし乙は承認する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、表出権、その他何等の買得のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記申請等に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に承認を要しない。

本契約を締結するため、本書を対等作成し各署名捺印の上各添付を保有する。

昭和 42 年 5 月 / 日

買主（甲） 北九州市若狭区本町1丁目9番10号

共同石炭産権株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主（乙） 山田市大字下山田 844番地の1

福島 勇

不動産の表示

老練の建物表示
所在地 山田市大字下山田 844番地の1

家屋番号 第 号

1 木造スレート葺平屋建 2階

床面積 216.02 坪

車庫部分

車庫番号

1. 木造スレート葺平家電圧電

床面積 141.20 坪

積載材積 487.1

以上





不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 後藤清（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する東尾鉱業の不動産（以下物件という）をここに売却してこれを譲渡する。
- 第2条 前条物件については、登記、建物の定礎物一切所有の承継とする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 拾万七千四百円（^{拾万七千四百}）とし、甲が乙に支払うべき買付金控額は、金 八万四千円（^{八万四千}）と定める。
- 第4条 前条より算出した額を前項代金とし、第7条の手續を条件として金 一万四千円（^{一万四千}）と定め、乙は本契約調印と同時に甲に金控を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金控等額と同時に本物件を乙に譲渡するものとする。
- 第6条 本物件に対する借付金等は、その消滅しを待つる責を負担し、甲の負担とし、その後の金控は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲において買付金控取崩しを執行することと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、売却権、質権、差当権、その他何れも負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続法に關する費用、そのほか本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務承継三者に關連する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に責任を及ぼさない。

本契約を履行するため、本書裏面に作成し各署名捺印の上の名称を保有する。

昭和 〇 年 〇 月 〇 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 山田市大字下山田~~一丁目~~八百四拾四番地

後藤清

不動産の表示

所在地 山田市大字下山田~~一丁目~~八百四拾四番地

実積番号 第646番19

1. 木造 二層建 21.1 坪 兼 店

床積積 四拾九.62 坪

専有部

床積積 六百四拾六.四拾九号

木造 二層建 21.1 坪

床積積 四拾四 坪

以上



不動産売買契約書

松岡深治

佐藤正行

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 佐藤正行（以下乙という）とは不動産売買について下記

①通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲は乙の所有する本尾記業の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、債、権利等の定着物一切を所有する事とする。但し、電気、水道の都合に伴う工費代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 八万七千 円とし、甲が乙に支払うべき前尾記業の借入金は、金 六万五千 円とす。
- 第 4 条 前条より差し引いた額を差引代金とし、第 7 条の手続きを条件として金 二万四千 円と定めては本契約印と同時にもとの金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に譲渡するものとする。
- 第 6 条 本物件に対する金銭債権は、その許渡しを兼ねる旨旨は、甲の負担とし、乙の負担は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於て前尾記業借入金を返済することとを併せて承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却税、買戻、地価税、その他何等の負担の無いことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料及び印加手続法に関する費用、その他本契約に関する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に迷惑をかけるない。

本契約を履行するため、本書裏面に印し各署名捺印の上各名義を併用する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若菜区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 佐藤正行

松岡深治

不動産の表示

所在地 山形県村山郡赤松町八白四拾四番地

家屋番号 第 466 番 6 号

1. 本 道 ~~スレ-1 番~~ ~~平屋建~~ 赤 松

序 号 ~~大 橋 第 6 号~~ 第 6 号

所有区分 単独所有

家屋番号 第 466 番 6 号

本 道 平 屋 建 スレ-1 号

序 号 第 6 号

以上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)と大の取引(以下乙という)とは不動産売買に関する下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲は乙の所有する未登記の不動産(以下物件という)を乙に売却し乙はこれを買取る。
- 第2条 前条物件については、借、賃貸等の定着物一切有無のままでする。借、賃貸、水廻り等は作らう工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金七千九百七十円とし、甲が乙に支払うべき前書き定着物賠償金は、金四百五十円円とする。
- 第4条 前条より差引いた額を通知代金とし、第7条の半額を条件として金一千九百五十円円と定めるは本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額受領と同時に本物件先乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公債公課は、乙が引渡しを兼ねる前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、乙の所有権移転登記と同時に甲において前書き定着物賠償金を行うことを約束する。
- 第8条 甲は本物件に対し、売却権、買戻権、処分権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続費に関する費用、その他本契約に関する費用はすべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ、甲に迷惑をかけるない。

本契約を確保するため、本書裏面に何れも各署名の上各名義を併用する。

昭和四拾九年 七月 廿日

売主(甲) 北九州市若菜区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

買主(乙) 大の取引 代表取締役 入交 太 平 尚
大の取引 代表取締役 入交 太 平 尚
1750



不動産の表示

所在地 嘉穂郡嘉穂町大字沖段千七百廿五の在番地

宗 種 地 積 坪

1. 本 田 平 田 畑 花 野 巻 積

床 面 積 四 拾 八 坪

専 有 部 分

宗 種 地 積 坪

本 田 平 田 畑 花 野

床 面 積 拾 四 坪 五 分



以上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)と 旧口正英 (以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲は乙の所有する未登記簿の不動産(以下物件という)を乙に売却し乙はこれを譲受ける。
- 第2条 前条物件については、賃、建具等の定着物一切有無のままとする。但し、電気、水道の都合に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 八万五千四百 円とし、甲が乙に支払うべき前書き金庫券貯蓄金は、金 九万九千八百 円とす。
- 第4条 前条より譲受した標名定期代金は、第7条の半納金条件として金 一万五千六百 円と定め乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額を債と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する利息は、その引渡しを失する前日迄は、甲の負担とし、その後のものは乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、乙の所有権移転登記と同時に甲に於いて前書き金庫券貯蓄を存することとす。
- 第8条 甲は本物件に対し、売却標準、賃借、担保権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録費及び登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する裁判権を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲受人をして完全にその権利義務を承継させ、甲に説明をせよ。

本契約を確保するため、本書此通を印し各署名捺印の上各巻通を保有する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若菜区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 大 兵 衛

買主(乙) 島徳則島徳明と中限七と白松立とを合帳

旧口正英

不動産の表示

所在地 島徳則島徳明と中限七と白松立とを合帳

家屋番号 納 号

1. 水 道 平 屋 造 瓦 葺 西 京

床 面 積 約 拾 四 坪 五 合

専 有 部 分

登録番号 原 則

水 道 平 屋 造 瓦 葺

床 面 積 約 七 坪 五 合 五 分



印 以 上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と新田百太郎（以下乙という）とは不動産売買について下記
の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する炭産調整の手動機（以下物件という）を乙に売却してこれを賣渡ける。
- 第 2 条 前条物件については、機、器具等の附随物一切有るのままとする。但し、電氣、水道の設備に作らな
工費代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 五万七千 円とし、甲が乙に支払うべき買取手形換取
金償金は、金 四万七千 円とす。
- 第 4 条 前条より取り入れた機を売却代金とし、残りの手形換取金として金 一 万 円 ありと定め、乙
は本契約締結と同時にその金銀を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金銀受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公債公課は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担と
する。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて買取手形換取金受領を済むことと乙は承認
する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却前債、質権、差押権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手形に關する登録税及び登記手形減価に關する費用、その他本契約に關する費
用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利瑕疵を第三者に讓渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承
継させ、甲に責任を付けない。

本契約の記録するため、本書取消を作成し各署名捺印の上各名簿を保存する。

昭和 年 月 日

売主（甲） 北九州府若松区本町 1 丁目 10 番 10 号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交 大 兵 衛

買主（乙） 山田市大字下山田字新井八百四拾四番地

新 田 百 十 郎

不動産の表示

所 在 山田市大字下山田字新井八百四拾四番地

家屋番号 第 646 番 / 3

1. 木 造 平屋建スレト葺 瓦

床面積 四拾 〇 坪 五拾 〇 方

専有面積 拾 〇 坪 / 〇 方

家屋番号 新六百四拾六の拾参考号

木 造 平屋建スレト葺

床面積 拾 参 坪 四拾 五 方



以 上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と今村武雄（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する本尾鉱山の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、倉、建具等の定置物一切移譲のままでする。但し、電気、水道の設備に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 五万七千 〇〇〇 円とし、甲が乙に支払うべき鉱業手続費用除償金は、金 四万七千 〇〇〇 円とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を前記代金とし、残りの金額を前件として金 一 〇 〇 〇 〇 〇 円と定め、乙は本契約の額印と前項にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額を納め且同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公課公費は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて鉱業手続関係登記を行うこととは承認する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料等の登記手続に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する裁判権所在地に屬する場合は、乙はその属地人として完全に乙の権利義務を承認させ、甲に便宜をかけるない。

本契約を履行するため、本尾鉱山を作成し各署名額印の上の金額を保有する。

昭和 三 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
 共同石炭鉱業株式会社
 代表取締役 入 交 大 兵 衛

買主(乙) 山田市大字下山田年多田八百四拾四番地
 今村武雄

不動産の表示

所在 山田市大字下山田年多田八百四拾四番地

登記番号 第 646 番 13 号
 1. 不 動 産 年 屋 建 木 造 洋 屋 建 木 造
 床 面 積 440 ㎡
 専 有 部 分 第 六 百 四 拾 六 〇 拾 五 号
 木 造 洋 屋 建 木 造
 床 面 積 拾 五 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

以上



不動産売買契約書

共同石炭産林株式会社（以下甲という） 牟田 仁 （以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲は乙の所有する赤尾鉱山の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については量、埋蔵量の定数他一切有業の権利とする。但し、電気、水道の設備に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき物件代は、金 36,600 円とし、甲が乙に支払うべき買受手形金（買受金）は、金 67,050 円とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を売却代金とし前7条の手續を条件とし、金 19,250 円を正とし、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に譲渡するものとする。
- 第 6 条 本物件に対する借入債務は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に、甲に代りて賦課予定税額を納付すること、乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、表当権、その他何等の権利のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記に要する登録料及び登記手数料に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に迷惑をかけない。

本契約を履行するため、本書を副作として各署名捺印の上各添付を保存する。

昭和 44 年 4 月 1 日

売主（甲） 北九州市若尾区本町1丁目9番10号

共同石炭産林株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛



買主（乙） 山田市大字下山田 244 番地 1 /

牟田 仁



不動産の表示

所 在 山田市大字下山田 244 番地 1 /



家 屋 番 号 第 64 番 番 18

1 木 造 瓦 葺 平 屋 建 若 先 寄 棟



床 面 積 50 坪 9 合

行 転 付 持 分 1/4 分 2 宅

以 上



不動産売買契約書

共同石炭産株式会社(以下甲という) **栗野スズ子** (以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲は乙の所有する栗野加東の不動産(以下物件という)を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、建具等の定積物一切有るままとする。但し、電気、水道の設備に付する工事は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき物件代は、金 86,600 円とし、甲が乙に支払うべき前金(前金)は、金 67,500 円とする。
- 第4条 前条より差引いた額を売却代金とし借付金の半額迄を条件とし、金 19,100 円と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額を現と残額に本物件を乙に売却するものとする。
- 第6条 本物件に対する保証金額は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の金は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に、甲に於いて前金(前金)を担保に充てることと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、共有権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料及び登記手数料に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ甲に通知をかける。

本契約を締結するため、本書を調印作成し各署名捺印の上各を遺言を保存する。

昭和 24 年 5 月 1 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同石炭産株式会社

代表取締役 入交 大兵衛

買主(乙) 山田 山下 山田 244番地01

栗野スズ子



不動産の表示

所在地 山田 山下 山田 244番地01

家屋番号 第 146 号

1 水 道 耳 有 平 屋 建 石 瓦 葺

床面積 50 坪 9 合

積算寸持分 1/4 合



以 上

100
王城 1 (22)



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)と 辻野孝人(以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する東尾沼原の不動産(以下物件という)を乙に売渡し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、税、建具等の定価物一切買取のままとする。概算、電気、水道の部借に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 拾六万八千 円也とし、甲が乙に支払うべき前書き金書簡償金は、金 拾万八千 円也とする。
- 第 4 条 前条より差し引いた額を差押代金とし、残る金の半額を金条件として金 八万 円也と定めるは本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額償還と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを要する前日迄は、甲の負担とし、その後のものは乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、乙の所有権移転登記と同時に甲において前書き金定期借付金を行うことと定めておける。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、地租納付、賃借、地当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続法に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する裁判管轄を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に迷惑をかけるない。

本契約を締結するため、本書此通を印し各署名捺印の上各名簿を保存する。

期 日 年 月 日
賣主(甲) 北九州市若菜区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 文 太 兵 衛
買主(乙) 山田千太郎山田千早山田八百四拾四番地香取市
辻野孝人

不動産の表示

所 在 山田千太郎山田千早山田八百四拾四番地香取市

家屋番号 第 646番 17
1. 水 道 上管 下管
床面積 坪 6 合
所有権者
家屋番号 香取市 646番 17
本 造 平屋建 瓦葺
床 面 積 6 拾 4 坪



46,000 12.

印 成 備

以上

不動産売買契約書

共済石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 石城嘉雄（以下乙という）とは不動産売買について下記
の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する水尾製炭の不動産（以下物件という）をここに記述し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、礎、器具等の定着物一切有償のままとする。但し、電気、水道の設備に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 壹拾万七千五百 円とし、甲が乙に支払うべき新築予定建物の代金は、金 八万七千五百 円とする。
- 第 4 条 前条より差し引いた額を前代金とし、第 7 条の半納金を条件として金 七千五百 円と定めるは本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額を償還と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する他債の額は、その引渡しを失する前日迄は、甲の負担とし、乙が前金分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲において新築予定建物の登記を行うことを義務とする。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却特権、質権、差出権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続法に関する費用、その他本契約に関する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に説明を付する。

本契約を確保するため、本書裏面に併記した石巻市地印の上各巻留を保有する。

昭和 〇 〇 年 〇 月 〇 日

売主（甲） 北九州市西區区本町1丁目9番10号

共済石炭鉱業株式会社

代表取締役 坂 交 兵 衛

買主（乙） 石川町下2丁目84番1

石城嘉雄

不動産の表示

所在地 山田町大字下山田町甲田八目四拾四番地

家庭番号 第46番17番 番地

1. 木造 瓦葺 二層

床面積 四拾五坪 6合

敷地面積 一畝二分

木造 瓦葺

止面積 九坪

31,500
12,600
18,900

8,000 - 10,000 = 12,000

行状又之

以上





不動産売買契約書

共同出資株式会社(以下甲という)と松岡フジミ(以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲は乙の所有する東尾製紙の子会社(以下物件という)を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、償、建具等の設備物一切有部のままとする。但し、敷地、水廻の修繕に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき物件代金は、金七十九万八千円とし、甲が乙に支払うべき買戻金即償金は、金五十七万八千円とする。
- 第4条 前条より引いた額を差戻金とし、残りの金額を条件として金貳万貳千円とし、乙は本契約の印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額を償と同時に本条件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公積金等は、その引渡しを受ける前日までは、甲の資産とし、その後は乙の資産とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて買戻金即償金を行うこと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取権、質権、差押権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に通知をかける。

本契約を履行するため、本書並通名印し各署名捺印の上名義者各2枚を捺する。

契約 年 月 日

売主(甲) 北九州市若菜区本町1丁目番10号
 共同出資株式会社
 代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 山田市大字下田町字舟形八丁目拾四番地
 松岡 フジミ

不動産の表示

所 在 山田市大字下田町字舟形八丁目拾四番地

宗 地 番 号 第646番10

1. 木 造 平屋建瓦葺 居宅

床 面 積 約拾五坪八合

専 有 部 分

宗 地 番 号 第六百四拾六の拾号

木 造 平屋建瓦葺

床 面 積 拾六坪五合



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と森本月史（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲は乙の所有する本尾鉱業の手動機（以下物件という）を乙に譲渡し乙はこれを譲受ける。
- 第 2 条 前条物件については、履 器具等の定着物一切有家のままとする。但し、増見、水溝の修費に相当する工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 貳拾肆千五百円とし、甲が乙に支払うべき鉱務子会社受託金金は、金 拾五万七千五百円とする。
- 第 4 条 前条より差し引いた額を前代金とし、第 7 条の半納金条件として金 大 万 円と定め乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する所有権は、その引渡しを承ける旨旨は、甲の負担とし、乙の義務は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、乙の所有権移転登記と同時に甲において鉱務子受託金登録を行うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、充てん補修、買戻、処分権、乙の従何等の負担の無いことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料及び登記手続に關する費用、乙は本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する些何異議を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継し、甲には責任を負わない。

本契約を確保するため、本書裏面を印成し各署名捺印の上各添付を保有する。

記 録 年 月 日

賣 主（甲） 北九州市若菜区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買 主（乙） 山田市大字山下町八丁目四拾五番地

森 本 月 史

不動産の表示

所 在 山田市大字山下町八丁目四拾五番地

宗 租 番 号 第 646 番 分

1. 本 部 スレート葺 平屋建 原 状 巻 掛

床 面 積 四拾五 坪 六分

所有権者

家屋番号 山田市大字八丁目

木 造 平 屋 建 スレート葺

床 面 積 四拾五 坪



以 上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 阿南電報（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する家屋記載の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、金、器具等の定着物一切有委のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、現金で4万5千円 であるとし、甲が乙に支払うべき買受手続費と印紙金は、金 壹拾万六千円 であるとする。
- 第4条 前条より前引いた額を売却代金とし、第7条の申付金条件として 金 拾万六千円 であるとき、乙は本契約の印印と同様にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の買受手続と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公債公債は、乙が引渡しを受ける前日までは、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と引渡に甲に於いて買受手続引渡手続を行うことを承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取権、質権、差押権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する金銭給付の負担手続に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ、甲に迷惑をかけるない。

本契約を履行するため、本書裏面に作成し各署名捺印の上乙名返去保留する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 山田市大字下田八白町四丁目番地

阿南電報

不動産の表示

所在 山田市大字下田八白町四丁目番地

建築番号 第 666 番子 五層 平屋建 石造

1. 不 造 平屋建 瓦葺

床面積 51.0 ㎡ 2.5 ㎡

専有面積 51.0 ㎡ 2.5 ㎡

取組番号 大目町拾七番拾七号

本 造 平屋建 瓦葺

床面積 51.0 ㎡ 2.5 ㎡

以上



不動産売買契約書

共同石炭産業株式会社(以下甲という)と 山下 徳二 (以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する未登記の不動産(以下物件という)を乙に売渡しこれを譲渡する。
- 第 2 条 前款物件については、登記簿等の定簿簿一切資料のままである。保し、電気、水道の設備に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 壹拾万 五千元 円とし、甲が乙に支払うべき前金受取書換書金は、金 壹万 五千元 円とする。
- 第 4 条 前条より差し引いた額を前金代金とし、残りの金納付条件として金 九万 円と定めるは本契約の条件と同時にとり金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金納付条件と同時に本物件及び乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公債公課は、乙が引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後のものは乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、乙の所有権移転登記と同時に甲に対して金受取書換書金を行うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、登記簿簿、買換、担当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記に要する登録税及び前金手続金に関する費用、その他本契約に関する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に関する争判裁判と第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして売主にその権利義務を承継させ、甲に迷惑をかけない。

本契約を確保するため、本書就満を印し各署名捺印の上各名簿を保有する。

昭和 年 月 日

買主(甲) 北九州市西区本町1丁目9番10号

共同石炭産業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 山田市大字下山田字~~八~~八百四拾四~~番~~徳二

山下 徳二

不動産の表示

所 在 山田市大字下山田字~~八~~八百四拾四~~番~~徳二

家屋番号 南~~4~~番~~6~~号~~4~~号
瓦葺 平屋建 層~~三~~ 階

1. 水 道 上水道 下~~水~~ 道

床面積 ~~4~~ 坪 9 合

専有権分

家屋番号 第六百四拾六号

水 道 平屋建 瓦葺

床面積 九 坪

以上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という) 浪江榮七 (以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲は乙の所有する新尾鉱産の不動産(以下物件という)を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
 - 第2条 前条物件については、測量等の定費額一切有するまゝとする。但し、電突、水道の設置に伴ふ工事代金は乙の負担とする。
 - 第3条 乙が甲に支払うべき物件代は、金 四万四千五百 円とし、甲が乙に支払うべき鉱産予定費暨買金は、金 六万七千五百 円とする。
 - 第4条 前条より差引いた額を前項代金とし、第7条の手続きを条件とし、金 二万六千 円と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
 - 第5条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に出渡すものとする。
 - 第6条 本物件に対する各届出課税、乙の引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後のものは乙の負担とする。
 - 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に、甲に於いて鉱産予定賠償金請求を行うことと乙は承諾する。
 - 第8条 甲は本物件に対し、地取特種、質権、抵押権、その他何等の買戻のいふことを保証する。
 - 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続等に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
 - 第10条 本契約に關する裁判差額を第三者に訴求する場合は、乙はその請求人をして完全にその裁判差額を負擔せし甲に差額をかけない。
- 本契約を履行するため、本書と此通申渡し各署名捺印の上各添道を保有する。

昭和 44 年 6 月 4 日

売主(甲) 北九州市霧島区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 山田市大字下山田 209番地

浪江榮七

不動産の表示

所在地 山田市大字下山田八石田拾四番地

家屋番号 第 546 番 4 号

1 水倉 瓦葺 平家造 石造

床面積 40坪7分 (九州府面積 264.00)

杉板材持分 4分7分。

以上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)と井浦武子(以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲は乙の所有する東尾畑裏の不動産(以下物件という)を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、登記、建具等の定簿等一切有案のままとする。但し、電気、水道の都合に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金四万五千四百円とし、甲が乙に支払うべき前貸金並事務費金は、金一万七千五百円とする。
- 第4条 前条より差引いた額を前代金とし、第7条の半納金五万事件として金三万五千円と定めるは本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金納金額と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する金納額は、その引渡しを要する前日迄は、甲の負担とし、その後のものは乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、乙の所有権移転登記と同時に甲に対して前貸金並事務費を払うことと定むるは承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、取留権、その他何等の権利の無いことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続費に関する費用、その他本契約に関する費用はすべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に迷惑をかけるない。

本契約を履行するため、本書裏面に併記し各署名捺印の上各巻通し保存する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若菜区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交 大兵衛

買主(乙) 山田市下小田字細八百四拾四番地

井浦武子

不動産の表示

所在地 山田市下小田字細八百四拾四番地

床面積 石炭 646坪

1. 本件 石炭 1万坪

2. 床面積 石炭 1万坪

3. 専有面積 石炭 1万坪

4. 床面積 石炭 1万坪

5. 専有面積 石炭 1万坪

6. 床面積 石炭 1万坪

7. 専有面積 石炭 1万坪

8. 床面積 石炭 1万坪

9. 専有面積 石炭 1万坪





不動産売買契約書

共同石炭鉱産株式会社（以下甲という） 岩城清一（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する岩城鉱業の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、選買等の定款は一切有するままとする。但し、電気、水道の敷管に伴ふ工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき物件代は、金 10万七千五百円とし、甲が乙に支払うべき鉱産予定金買戻金は、金 5万七千五百円とす。
- 第4条 前条より差引いた額を売戻代金とし第7条の半納金を条件とし、金 5万円とす。乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額を領し同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の方は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に、甲に於いて鉱産予定金買戻金を行ふこととす。乙は承認する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、共有権、その他何等の権利のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手續に要する登録税及び登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する争訟審判を第三者に譲渡する場合は、乙は之の譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に迷惑をかけない。

本契約を締結するため、本書を前項作成し各署名捺印の上各添付を併有する。

昭和 19 年 5 月 1 日

売主（甲） 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱産株式会社

代表取締役 入交 太兵衛

買主（乙） 岩城野暮徳町大字千隈172番地71

岩城清一

不動産の表示

所在地 山形県大宮町山田 八百四拾四番地壹

家屋番号 第 646 番 4 号

1 木造 瓦葺 平家建 石造 巻簾

床面積 40坪9合 (実測床面積 36坪00)

移転料 持分 4分7合。

以上





不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と井手義孝（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲は乙の所有する末尾記載の不動産（以下物件という）を乙に先渡してこれを賣受ける。
- 第2条 前条物件については、基、建具等の定礎物一切有弊のままとする。然し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金^{八百七十}圓と定め、甲が乙に支払うべき買受金預金振替額金は、金^{六百}圓と定める。
- 第4条 前条より前記した額を甲が代金とし、第3条の半額を条件として金^{三百三十五}圓と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の買受金額と同額に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公債公課は、乙の引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、他の所有権移転登記と同様に甲において買受金引渡金振替を行うことを乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記を完了する後録取済の登記手続法に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する権利義務が第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として先ず甲にその権利義務を承継させ、甲に返答をかけるない。

本契約を確保するため、本書執通を生成し各署名捺印の上各巻を保存する。

昭和 41 年 7 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社
代表取締役 入 交 大 兵 衛

買主(乙) 唐国山山田市大字下山日部字新八白拾四^{番地}一^{号地}地

井手義孝

不動産の表示

所在地 山田市大字下山日部字新八白拾四^{番地}一^{号地}地

用途 用途 第646番地 雑 雑

1. 水 道 不 完 善 雑 雑

床 面 積 拾 拾 六 坪 〇 合

所有 割合

取組番号 第六百四拾六の号拾五号

本 当 平 屋 建 瓦 葺

戸 数 義 孝 〇

以 上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と **太田 虎太**（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する本屋敷地の全部（以下物件という）を乙に先渡ししてこれを賣受ける。
- 第 2 条 新築物件については、骨、器具等の築造費一切有償のままとする。但し、電気、水道の設置に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、全 **八丁五什** 円とし、甲が乙に支払うべき新築予定積立金償金は、全 **六丁** 円とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を差引代金とし、第 2 条の条約条件として **六丁五什** 円と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前述の金額半額と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公債公課は、その差渡しを受ける前日までは、甲の負担とし、その後のものは乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて新築予定積立金償金を行うことは承認する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続金に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全に権利義務を承継させ、甲に差支をかけるない。

本契約の履行するため、本書並通合作成し各署名捺印の上名義を捺印する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社
代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 山田市大字下山田字幸多田八百四拾四 **太田 虎太**

不動産の表示

所在地 **山田市大字下山田字幸多田八百四拾四 五番地**

宗地番号 **第626番-06**

1. 木造 **平屋建 瓦葺**

床面積 **四拾 坪 3 分**

専有部分

宗地番号 **山田市大字下山田字幸多田八百四拾四**

木造 **平屋建 瓦葺**

床面積 **四拾 坪**



不動産売買契約書

共同石炭産権株式会社（以下甲という）と 榎木盛寿 （以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する東尾根敷の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 新築物件については、畳、障子等の装飾物一切有装のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 拾五万千百 円とし、甲が乙に支払うべき装設予定費用即資金は、金 九万七千百 円とす。
- 第 4 条 前条より差引いた額を差引代金とし、第 7 条の半納金条件として金 五万千八百 円と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額等額と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公設公園は、乙の引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の方法乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同様に甲において装設予定費用借入金を行うこと乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料及び登記手数料に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲には責任をかけるない。

本契約を履行するため、本書並通を併し各署名捺印の上各名義を捺印する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
 共同石炭産権株式会社
 代表取締役 入 友 太 兵 衛



買主(乙) 山田市大字下小田日 区 244 番地の1
 榎木盛寿



不動産の表示

所 在 山田市大字下小田日字身多日人日四拾四区番地



学園番号 第六百四拾六の拾貳号



1. 木 造 平屋建 瓦葺 色
 床面積 貳拾六坪五合



学園番号 第六百四拾六の拾貳号

木 造 平屋建 瓦葺
 床面積 貳拾六坪五合

5



不動産売買契約書

手印捺入
米浦カヲル

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)米浦カヲル(以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

米浦カヲル
手印捺入

- 第1条 甲はその所有する非税地蔵の不動産(以下物件という)を乙に売却し乙はこれを受取る。
- 第2条 前条物件については債、債務等の追償権一切放棄のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき物件代金は、金七万四千円とし、甲が乙に支払うべき転売手数料実費は、金五万四千円とする。
- 第4条 前条より差引いた額を先取代金とし第7条の手続きを条件とし、金貳万円と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公債公課は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後のものは乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に、甲に於いて該物件に担保権を設定することと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料及び登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に承諾を要しない。

本契約を証明するため、本書を数通作成し各署名捺印の上各添付を保有する。

昭和甲午年 十月 十五日

賣主(甲) 北九州市若菜区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交 太兵衛

米浦カヲル
手印捺入

買主(乙) 山田市大字下山田844番地の1

米浦カヲル
手印捺入

不動産の表示

所在地 山田市大字下山田844番地の1

本屋番号 第644番02号

1 木造2層半平屋建居宅 専断

床面積 88 坪 2合

米浦カヲル
手印捺入

米浦カヲル
手印捺入

2軒合

以上



不動産売買契約書

共同石炭産権株式会社（以下甲という） 西川義光 （以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲は乙の所有する赤尾郡藤の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については置、埋具等の定着物一切有るのままとする。但し、電気、水道の設備に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき物件代は、全 円とし、甲が乙に支払うべき抵当金等定額貸付金は、全 円とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を売却代金とし第 7 条の手續を条件とし、全 9,000 円と定め、乙は本契約調印と同時にこの金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額等額と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する登記費用は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同様に、甲に代りて抵当予定額貸付金を行うこととし乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、共済権、その他有等の権利のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料及び登記手数料に関する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に差支をかけない。

本契約を締結するため、本書を副写を併し各署名捺印の上各一紙を保有する。

昭和 年 月 日

買主（甲） 北九州市若船区本町1丁目9番10号

共同石炭産権株式会社

代表取締役 入交 太兵衛



買主（乙）



不動産の表示

所在地 山口県K字小田 844番地

家屋番号 第 646番5号

1 木造 スレート葺 中2建 石造 巻縁

床面積 76坪4分



以上



不動産売買契約書

其間石炭炭素株式会社(以下甲という)と 木下清 (以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する東尾製炭の不動産(以下物件という)をここに売却し乙はこれを買得る。
- 第 2 条 新物件については、倉、建具等の設備物一切移築のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 八万 円とし、甲が乙に支払うべき買付手形換金総額は、金 六万零四 円とす。
- 第 4 条 前条より算引いた額を換金代金とし、残り金の半額を条件として金 二万七千 円と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額半額と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する登記申請は、その引渡しを待った後日又は、甲の負担とし、その費用は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて買付手形換金を行うことを乙は承認する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、死取特権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手形に要する登録税及び登記申請書に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として先づ甲にその権利義務を承認させ、甲に同意を要しない。

本契約を證據するため、本書裏面を作成し各署名捺印の上名義返却する。

日 年 月 日

売 主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号

其間石炭炭素株式会社

代表取締役 入 太 兵 衛

買 主(乙) 山田正隆 山田 2000 番地 01

木下清

不動産の表示
所 在

山田正隆 山田 2000 番地 01 入西回給地 2 番地 差

用途指定

第646番 倉庫 倉庫

水 道

スレート 平屋建 2 階 倉 庫

床面積

26 坪 6 合

所有割合

取得年月

方六百四拾六ノ五号

水 道

平屋建スレート葺

床面積

輸入

以 上



不動産売買契約書

井岡石炭産業株式会社（以下甲という）と **桑野敏明**（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する東尾製鉄の不動産（以下物件という）をここに先渡し乙はこれを買取る。
- 第2条 前条物件については、倉、建具等の設備物一切有無のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 **九万七千** 円とし、甲が乙に支払うべき買金手続費（郵便金は、金 **八万** 円）とする。
- 第4条 前条より算出した額を現金で立金とし、残りの手続金（代金）として金 **九万七千** 円とし、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額を債と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する白根公簿は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の金は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて買金手続費を徴収することと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差押権、その他の権利の負擔のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に関する全部税及び登記手続金に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する争訟裁判権を第三者に譲渡する場合は、乙は之の譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に連帯を付けない。

本契約の履行するため、本書裏面を作成し各署名捺印の上名義書を保有する。

日 年 月 日

売主（甲） 北九州市若松区本町1丁目9番10号
井岡石炭産業株式会社
代表取締役 入交 太兵衛

買主（乙） **山田市大字下山田字年野田八百四拾七の六番地**
桑野敏明

不動産の表示

所 在 **山田市大字下山田字年野田八百四拾七の六番地**

宗 地 番 号 **ホ六番 四拾七の六番**

1. 木 造 **平屋建 百年前 瓦葺**

床 面 積 **六拾七坪 異合**

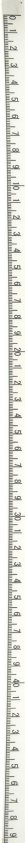
専有部分

宗 地 番 号 **ホ六番 四拾七の六番**

木 造 **平屋建 瓦葺**

床 面 積 **六拾七坪**

以 上



書海以與對策の演習問題集

Handwritten text in Japanese, likely a list of problems or exercises. The text is faint and partially obscured by bleed-through from the reverse side of the page.

Handwritten notes and possibly a table of contents or index. Includes some numbers and characters, such as '10枚', '12枚', and '646-2p'. There are also some faint red circular marks.

10枚 18頁 646-3
12枚 12頁 646-2p



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と**萩尾茂則**（以下乙という）とは不動産売買について下記①通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲は乙の所有する本条記載の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、借、賃貸等の定着物一切有無のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金入**五万五千五百**円とし、甲が乙に支払うべき前金返金金**四萬圓**は、金入**六千五百**円とする。
- 第 4 条 前条より差し引いた額を前金代金とし、残りの手続金金として金**九万七千**円と定め乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公債金額は、その引渡しを兼ねる期日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、乙の所有権移転登記と同時に甲において前金返金金簿を打ち消すこととを承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、定款控帳、買戻、売却権、乙の債権等の負担の無いことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続費に關する費用、乙の借手契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に迷惑をかけない。

本契約を確保するため、本書武通色印はし各署名捺印の上各者通を収める。

昭和 年 月 日

売主（甲） 北九州市若菜区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交 太兵衛

買主（乙） **萩尾茂則** 有限会社

萩尾茂則

不動産の表示

所在地 **嘉穂郡嘉穂町大字有限会社北四拾五〇号番地**

家屋番号 第 号

1. 本 道 平 塚 郡 スレート 地 積

2. 床 面 積 六 拾 八 坪

3. 所有権分

家屋番号 第 号

本 道 平 塚 郡 スレート

床 面 積 拾 九 坪

不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と **其 福 勝**（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する未登記簿の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、債、権利等の定簿簿一切有家のままとする。但し、電気、水道の設備に付する工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 八 百 五 十 五 百 円 とし、甲が乙に支払うべき前書きを差引金額は、金 六 万 六 千 五 百 円 とする。
- 第 4 条 前条より差引した額は通知代金とし、第 7 条の半額を条件として金 一 万 九 千 円 額と定めては本契約の印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額を領し同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公債の額は、その引渡しを承ける前日迄は、甲の負担とし、乙の負の分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、乙の所有権移転登記と同時に甲に於いて前書きを差引金額を引くことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却権、質権、差当権、その他の権利の無いことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手續に要する登録料及び引渡手續費に関する費用、その他本契約に関する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ、甲に迷惑をかけるない。

本契約の担保とするため、本書裏面に所記し各署名捺印の上各名義を捺印する。

昭和 年 月 日

売主（甲） 北九州市若菜区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主（乙） **其 福 勝** 町大字牛隈字塚ヶ谷 1200-1

不動産の表示

所 在 地 **其 福 勝 町 大 字 牛 隈 字 塚 ヶ 谷 千 七 百 四 拾 五 号 の 宅 地**

宗 地 番 号 **其 福 勝 町 千 七 百 四 拾 五 号**

1. 水 道 **平 屋 建 スレート葺 巻 巻**

床 面 積 **拾 拾 八 坪**

所有権者

宗 地 番 号 第 〇 号

水 道 **平 屋 建 スレート葺**

床 面 積 **拾 九 坪**

以 上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)と 新田 道彦 (以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲は乙の所有する水尾鉱業の不動産(以下物件という)を乙に売却し乙はこれを譲受ける。
- 第 2 条 前条物件については、債、債務等の定着物一切有無のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 六万九千七百 円とし、甲が乙に支払うべき鉱業子会社普通預金は、金 四万五千五百 円とする。
- 第 4 条 前条より差し引いた額を差押代金とし、第 7 条の条件を条件として金 六千六百 円と定め乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する善意第三者は、その引渡しを受ける旨は、甲の負担とし、乙の責任は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲において鉱業子会社普通預金を行うことを承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、地租増徴、賃金、増徴、増徴、その他何等の負担の多いことを保障する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料及び登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ、甲に通知をかける。

本契約を確保するため、本署裏面に併記し各署名捺印の上各名義を捺印する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市西區本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 大 兵 衛

買主(乙) 新田 道彦 山田町大字下小田 312番地2-7

新田 道彦

不動産の表示

所 在 高橋郡高橋町大字中限七百五拾五号地

家屋番号 第 号

1. 木 造 平 屋 建 瓦 葺 巻 葺

床 面 積 五 拾 九 坪

専 有 部 分

家屋番号 第 号

木 造 平 屋 建 瓦 葺

床 面 積 拾 四 坪 五 合

以 上





不動産売買契約書

井岡石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 阪日輝司（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はどの所有する本宅記載の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第2条 基本物件については、屋、器具等の付属物一切所有のままとする。但し、電気、水道の取替に付する工費は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき金銭物件代金は、金 八万五千円とし、甲が乙に支払うべき金銭物件代金は、金 六万六千円 である。
- 第4条 前条より差引いた額を差引代金とし、第7条の金銭物件として金 一万九千円と定め、乙は本契約締結と同時にその金銭を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の家賃等額と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公証記録は、その引渡しを受ける前日までは、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて金銭物件代金換金を行うことを乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び金銭手続法に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に迷惑をかけるない。

本契約を履行するため、本書裏面を甲は各署名捺印の上各名簿を保存する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
井岡石炭鉱業株式会社
代表取締役 入交 大兵衛

買主(乙) 福岡県山田市下山田844の1

阪日輝司

不動産の表示

所在 山田市大字下山田字草野八日四拾四の五番地
 実積番号 第626番26
 1. 水道 平屋建 瓦葺 色
 床面積 約拾六坪
 専有面積 専有面積
 家屋番号 才六日四拾六の式拾大号
 木造 平屋建 瓦葺
 延面積 拾八坪

以上





不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 則行 他（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する水尾鉱業の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、屋、建具等の定着物一切有業のままとする。但し、電気、水道の設備に於ては工價代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 八 万 五 千 円 を 円 金 と し、甲が乙に支払うべき取替手形書換費総費金は、金 五 万 五 千 八 百 円 金 と する。
- 第 4 条 新築より築起した敷地売却代金とし、第 7 条の半納金条件として金 参 万 参 千 六 百 円 金 と 定 め る は本契約の額と同時はその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額等額と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する取立金は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、乙の所有権移転登記と同時に甲において取替手形書換費を執行すること乙は承認する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却権、質権、地上権、乙の債権等の負担の無いことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続に關する費用、乙は本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する特別裁判権第三者に譲渡する場合は、乙はその義務人として地主にその権利義務を承継させ、甲に迷惑をかけない。

本契約を締結するため、本書就署名印及び各署名捺印の上各名義を並べる。

昭和 二 月 日
売主(甲) 北九州市西區本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社
代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 嘉穂郡嘉穂町大字新井一丁目五番五号地

則行 他

不動産の表示

所 在 嘉穂郡嘉穂町大字新井一丁目五番五号地

家屋番号 町役所 1127-24 号

1. 水 道 平 原 郡 丸 井 巻 池

序 号 項 参 拾 四 坪 五 合

専 有 部 分 2/100 /

家屋番号 第 号

水 道 平 原 郡 丸 井

水 道 項 右 七 坪 五 合 五 行



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と角本克久（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する東尾製鉄の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、基、建具等の定着物一切有界のままとする。但し、電気、水道の管等に干渉する工費代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金八万五千円 であるとし、甲が乙に支払うべき譲渡手続費前償金は、金六万五千円 であるとする。
- 第4条 前条より差引いた額を売却代金とし、譲渡金の半額を条件として金 壹万五千円 であるとし、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額半額と同額に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する各種公課は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲において譲渡手続費前償金を行うことと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、売却料、賃金、訴訟費、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する各種税関の負担手続迄に関する費用は、その概本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして売先甲にその権利義務を承継させ、甲に差支を及ぼさない。

本契約を履行するため、本書裏面に併し各署名捺印の上右右置を保存する。

昭和 13 年 7 月 8 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
 共同石炭鉱業株式会社
 代表取締役 入交 大 兵 衛



買主(乙) 住所 山田市大下山下町廿五番八百四拾四号番地
 氏名 角 本 克 久

不動産の表示

所 在 山田市大下山下町廿五番八百四拾四号番地

譲渡番号 貸付番号 平屋建 石瓦

1. 本 造 平屋建 石瓦

床面積 四拾五坪

専有部分

譲渡番号 大下町四拾五号の1号

本 造 平屋建 石瓦

床面積 拾八坪



以 上



不動産売買契約書

共同出資株式会社(以下甲という)と **大元 謙** (以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する東尾根町の不動産(以下物件という)を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、畳、障子の取替等一切費用のままとする。但し、電気、水道の修費に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、**金拾五万十円** であるとし、甲が乙に支払うべき築費予定積立金に、**金七万八千五百円** であるとする。
- 第4条 前条より前引いた額を売却代金とし、譲渡金の半額を条件として**七万八千五百円** であるとし、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額等額と同額に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する担保は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同様に甲に於いて築費予定積立金を行うことと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に、売却前債、質権、差押権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記申請に係る金銭納付の登記申請迄に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継し、甲に責任を及ぼさない。

本契約を確証するため、本書は通称作成し各署名捺印の上名を捺印を保存する。

昭和 14 年 6 月 1 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同出資株式会社

代表取締役 入交 大兵衛

買主(乙) **大元 謙** (山田町大字下山田新町4丁目4番地)

大元 謙

不動産の表示

所在地 **山田町大字下山田新町4丁目4番地**

1. 用途 **貸付地**

2. 用途 **住宅地**

3. 用途 **住宅地**

4. 用途 **住宅地**

5. 用途 **住宅地**

6. 用途 **住宅地**



不動産売買契約書

共同石炭産業株式会社（以下甲という）と 増田 良実 （以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する東尾畑集の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、塙、器具等の築基物一切所有のままとする。給し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金七十九万五千円 であるとし、甲が乙に支払うべき買取り金調整金は、金七十九万五千円 であるとする。
- 第 4 条 前条より算出した額を調整代金とし、第 2 条の条約条件として金 七十九万五千円 であると定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額準備と同時には本条件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公課公費は、その負担しを要する期日又は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時には甲に於いて買取り金調整金を行うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差押権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続等に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に責任を及ぼさない。

本契約を履行するため、本書裏面を作成し各署名捺印の上名義書を提出する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭産業株式会社
代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 山田市大字下山田字平田八百四拾四〇五番地
増 田 良 実



不動産の表示

所 在 山田市大字下山田字平田八百四拾四〇五番地

宗 屋 番 号 千六百四拾六の零拾四号

1. 水 道 平屋建 瓦葺 瓦 葺

床 面 積 七拾七 坪五合

専 有 部 分 宗屋番号 千六百四拾六の零拾四号

水 道 平屋建 瓦葺

床 面 積 七拾七 坪七合五勺



不動産売買契約書

共同石炭販売株式会社（以下甲という）と 荒井 肇 敏（以下乙という）とは不動産売買について下記
の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する東尾鉱業の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、登記、簿籍等の実務一切有業のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工費は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金七拾七万五拾 円とし、甲が乙に支払うべき前貸手取償金
納付金は、金拾万七千五百 円と定める。
- 第 4 条 前条より差引いた額を地代金とし、第 7 条の事務を条件として金 拾万四千五百 円と定め、乙
は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額等額と同額に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する登録申請は、その利渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担と
する。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて前貸手取償金を行つこと乙は承認
する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、完税納税、買換、添当渡、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に關する登録税及び登記手続金に關する費用、その他本契約に關する費
用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する事件判例等第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承
継させ、甲に迷惑を及ぼさない。

本契約を履行するため、本書裏面を作成し各署名捺印の上名義書を保存する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若菜区本町1丁目9番10号

共同石炭販売株式会社

代表取締役 入交 大兵衛

買主(乙) 福岡縣山田町大字下山田 荒井 肇 敏

荒井 肇 敏 (Red Seal)

不動産の表示

所在 山田町大字下山田町大字下山田 四拾四九番地

契約書
印
本
底
積
簿
有
限
公
司

宗地番号 方丈百四拾六〇方拾四寸

水造 平屋建 有井 免

床面積 拾七坪五合

専有部

宗地番号 方丈百四拾六〇方拾四寸

水造 平屋建 有井

床面積 拾七坪五合

契約書
印
本
底
積
簿
有
限
公
司

¥1250
¥1,250
22,500

封

以上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 木下 松芽 （以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する本尾製鉄の子会社（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、基、器具等の定価物一切移転のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき物件代金は、金 五才六千四百圓とし、甲が乙に支払うべき買取り金積戻金金は、金 零才九千四百圓とす。
- 第 4 条 前条より差引いた額を売却代金とし、種別別の手続を条件として金 陸万七千圓と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公債公課は、その引渡しを期する前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて買取り金積戻金を行うことと乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、抵当権、その他の何等の権利のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する金課税及び登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人若しくは先方にその権利義務を承継させ、甲に通知をかけるい。

本契約を履行するため、本書並選出作成し各署名捺印の上名義を保留する。

昭和 44 年 4 月 1 日

売主(甲) 北九州府若松区本町1丁目9番10号
 共同石炭鉱業株式会社
 代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 山田市大字下山田字草子八百四拾四番地壹
 木下 松芽



不動産の表示

所 在 山田市大字下山田字草子八百四拾四番地壹

地籍番号 第 646 番 16 平家更 地

1. 本 地 ~~平家更 地~~

坪 数 ~~拾 三 坪 拾 五 分~~

建 有 部 分

地籍番号 ~~大字目四拾二番 拾六号~~

本 地 ~~平家更 地 拾 五 分~~

坪 数 ~~拾 五 坪 拾 五 分~~



20

以上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 谷口重喜（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する東尾尾越の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買取る。
- 第2条 前条物件については、量、建具等の定価物一切有量のままとする。但し、電氣、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 拾万 千 円 零 角 五 分 とし、甲が乙に支払うべき買受金償還額償金は、金 拾 万 千 円 零 角 五 分 とし、甲と乙とする。
- 第4条 前条より差引いた額を売却代金とし、借付金の半額を条件として金 拾 万 千 円 零 角 五 分 とし、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額を債と同等に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公積金等は、その引渡しを期する前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と目録に甲に於いて買受金償還債権を行うことと乙は承認する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に関する金銭的及び登記手続に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する差引額等債権に優先する場合は、乙はその譲渡人として完全なその権利義務を承認させ、甲に責任を付けない。

本契約を証明するため、本書紙面に作成し各署名捺印の上名を逐次捺印する。

昭和 40 年 6 月 日

売主(甲) 北九州府若松区本町1丁目9番10号
 共同石炭鉱業株式会社
 代表取締役 入 友 太 兵 衛
 買主(乙) 山田市大字下小田 八五回拾四の五番地



谷口重喜

不動産の表示

所在地 在 山田市大字下小田字草外庄 八五回拾四の五番地

宗地番号 才えろ田拾八の拾拾四号

1. 木 造 平屋建 スレート葺 瓦 葺

床面積 四拾五坪

専有部分

宗地番号 才えろ田拾八の拾拾四号

木 造 平屋建 スレート葺

床面積 四拾五坪



以上



不動産売買契約書

井浦石炭産業株式会社（以下甲という）と **井浦宗太郎**（以下乙という）とは不動産売買について下記
山通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する東尾根敷の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、塋、建具等の附属物一切有るのままである。但し、電気、水道の移管に伴う工費代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 **九万壹千** 円とし、甲が乙に支払うべき保証金（定額償金は、金 **七万壹千** 円）を乙とする。
- 第4条 前条より前引いた塋を売却代金とし、残りの金額を本物件として金 **貳万** 円と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額を領し同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公課公費は、その前渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて抵当借入期間満了を行うこと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記申請に因る各種賦課金や登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ、甲に侵害を及ぼさない。

本契約を履行するため、本書裏面に押印し各署名捺印の上を右面に保存する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号

井浦石炭産業株式会社

代表取締役 入交 大兵衛

買主(乙) 山田市大字下山田、842ウ/番地

井浦宗太郎

不動産の表示

所在地 山田市大字下山田字年子田入る四拾七丁 壹番地

宗地番号 方六百四拾七丁七号

1. 木造 平屋建 瓦葺 老

2. 面積 拾五 五合

専有割合 方六百四拾七丁七号

宗地番号 平屋建 瓦葺

3. 面積 拾七 七合五勺





不動産売買契約書

共同石炭産権株式会社(以下甲という)と旧儀勝利(以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する末尾記載の不動産(以下物件という)を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、倉、建具等の定着物一切所有のままでする。但し、電気、水道の設置に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき物件代金は、金 八万八千 円とし、甲が乙に支払うべき買受予定損害賠償金は、金 七万九千 円とす。
- 第4条 前条より引いた額を物件代金とし、残りの金額を条件として金 九万七千 円と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額等額と同額に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公債公課は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の公債公課は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同額に甲に於いて買受予定損害賠償金を付することと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、売却前債、買債、訴訟債、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続等に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する裁判権第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に責任を付けない。

本契約を確證するため、本書裏面に作成し各署名捺印の上公衆面前に保存する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若尾区本町1丁目9番10号

共同石炭産権株式会社
代表取締役 入交 大兵衛

買主(乙) 山田市大字下山田字年野田八百四拾貳の老地

旧儀勝利

不動産の表示

所在 山田市大字下山田字年野田八百四拾貳の老地

取引番号 年六自四拾七の七号

1. 木造 平屋建 瓦葺 老

床面積 拾五坪五合

所有部分

取引番号 年六自四拾七の七号

木造 平屋建 瓦葺

床面積 拾七坪七合五合

以上

木通



不動産売買契約書

共同石炭産権株式会社（以下甲という）木通純義（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する水尾配蔵の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを受取る。
- 第 2 条 前条物件については従 議員等の定賛物一切尙字のままとする。但し、電気、水道の移管に伴る工率代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき物件代は、全 33,600 円とし、甲が乙に支払うべき金銭等準備費用金は、全 23,600 円額とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を売却代金とし譲り渡すの手續迄を条件とし、全 10,000 円と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額準備と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する保証の額は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の方は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に、甲に於いて該準備金引換を行うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、地取外権、賃権、表当権、その他何等の権利のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手續に要する登録税及び登記申請等に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に通知をかけるない。

本契約を履行するため、本書と記清作成し各署名捺印の上各巻を保有する。

昭和 28 年 4 月 / 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同石炭産権株式会社

代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 山田市大字下山田8440/1

木通純義



不動産の表示

所 在

家屋番号 第 666号01号

1 木 造 瓦 葺 平 屋 建 築 品 先 告 禁

床面積 16.7坪
4分の1

以 上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という） 鬼塚 ヤス （以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する宇治郡の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、測量等の定着物一切有するままとする。但し、電気、水道の設備に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき物件代は、金 五万七千 円とし、甲が乙に支払うべき譲渡手続費負担金は、金 四万五千 円とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を売却代金とし第 7 条の手続きを条件とし、金 一 万 五 千 円と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公法上の課税、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後のものは乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に、甲において譲渡手続費負担金を支払うことと乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、抵押権、その他の何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記申請等に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ甲に責任をかけない。

本契約を締結するため、本書を前掲作成し各署名捺印の上各添置を保有する。

昭和 年 月 日

売主（甲） 北九州市若菜区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主（乙）

田川郡春峯町大字津原910番地

鬼塚 ヤス

不動産の表示

所在地

家屋番号 第 446番11号

1 棟 坪数 坪 延 坪 延 坪

床面積 36坪00

1/200

以上



深町 合



不動産売買契約書

共同石炭産業株式会社（以下甲という）**深町 洋**（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲は乙の所有する不動産の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
 - 第 2 条 前条物件については屋、器具等の定数表一切有案のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
 - 第 3 条 乙が甲に支払うべき物件代は、金 **五万七千** 円とし、甲が乙に支払うべき売渡手形換對金金は、金 **四万五千** 円とし、
 - 第 4 条 前条より差引いた額を売却代金とし第 7 条の手続きを条件とし、金 **壹万貳千** 円とし、乙は前条の譲渡と同時にその金額を甲に支払うものとする。
 - 第 5 条 甲は前条の金額等額と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
 - 第 6 条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の方は乙の負担とする。
 - 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同様に、甲に於いて買渡手形換對金書換を行うことを乙は承諾する。
 - 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
 - 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録費及び登記手続店に關する費用はすべて乙の負担とする。
 - 第 10 条 本契約に關する裁判管轄を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に差支をかけない。
- 本契約を確約するため、本書を此通作原し各署名捺印の上各巻通を保有する。

昭和 44 年 4 月 1 日

賣主（甲） 北九州市霧和区本町1丁目9番10号

共同石炭産業株式会社
代表取締役 入 交 太 兵 衛



買主（乙）

深町 洋



不動産の表示



所在地

宗屋番号 第 446 番 11 号

1 本 地 区 外 1 号 甲 田 邊 丹 乙 地 塊

正面積 **16.47㎡**
持分 **4/100%**

以 上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と中島登虎美（以下乙という）とは不動産売買について下記
①通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する東尾製炭の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、屋、建具等の定着物一切有るままとする。但し、電気、水道の設備に伴う工費代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 九 十 万 千 円 とし、甲が乙に支払うべき前書き生金買付金金は、金 七 万 四 千 七 百 円 額とする。
- 第 4 条 前条より差し引いた額を売却代金とし、第 7 条の手續金を条件として金 五 千 円 額と定めるは本契約の目的と同意にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額を債と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対するの登記手続は、乙の引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その費用は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、乙の所有権移転登記と同時に甲に於いて前書き生金買付金登録を行うことを承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却権、質権、地上権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録費及び登記手続費に要する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する事件裁判を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ、甲に返戻せかけない。

本契約を締結するため、本書裏面に所記の各署名捺印の上合巻をなす。

昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日

売主(甲) 北九州市若尾区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 大 兵 衛

買主(乙)

嘉穂郡嘉穂町大字千原字千七百四拾五の四番地

中島登虎美

不動産の表示

所 在 嘉穂郡嘉穂町大字千原字千七百四拾五の四番地

家屋番号 第 〇 号

1. 木 造 平屋造 スレート葺 地盤

床面積 〇拾〇坪 〇分 〇厘

専有部 分 第 〇 号

家屋番号 第 〇 号

木 造 平屋造 スレート葺

床面積 〇拾〇坪 〇分 〇厘

出 上



不動産売買契約書

共同不動産株式会社（以下甲という）と **浅野順市**（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲は乙が所有する家屋敷の牙敷等（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、登記、器具等の変更物一切仲介のままでする。登記、電気、水道の移管に伴う工費代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 **五百四十** 千円とし、甲が乙に支払うべき前金等代金も前金金は、金 **四百七十** 千円とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を売却代金とし、第 7 条の条項を条件として金 **七十** 千円と定め、乙は本契約の譲渡と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額等額と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公債公課は、乙が引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同様に甲に於いて前金等引渡金決済を行うことを承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料等の登記手続に要する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ、甲に迷惑をかけるない。

本契約の成立するため、本書前通を作成し各署名捺印の上を右通に保存する。

昭和 43 年 6 月 25 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同不動産株式会社

代表取締役 入交 大兵衛

買主(乙) **山田市大字下山田字舟場田**
八四四拾四の老若地
浅野順市

不動産の表示

所在地 **山田市大字下山田字舟場田八四四拾四の老若地**

地番番号 **第六百拾六の拾号**

1. 不動産 **平屋建木造**

床面積 **四拾二 四拾六**

専有面積 **拾二 拾六**

敷地面積 **八四四拾六の拾号**

木造 **平屋建木造**

床面積 **拾号 四拾五号**





不動産売買契約書

共同石炭産業株式会社(以下甲という)と 梶原久史 (以下乙という)とは不動産売買について下記
の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する末尾留蔵の不動産(以下物件という)を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、屋、建具等の定着物一切有無のままとする。但し、電気、水道の設備に付する工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 五万五千元 円金とし、甲が乙に支払うべき前書き定期借入金利息金は、金 四万五百 円金とする。
- 第 4 条 前条より取り戻した金銭を売却代金とし、第 7 条の手続きを条件として金 一万五百 円金と定め乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する登記手続は、乙が引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、乙の費用は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、乙の所有権移転登記と同時に甲において前書き定期借入金登録を行うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続金に関する費用、乙は本契約に附する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙は乙の代理人として完全にその権利義務を承継させ、甲に通知しなければならない。

本契約を履行するため、本書裏面に作成し登録官公印の上各者捺印を要する。

昭和 24 年 4 月 1 日

売主(甲) 北九州市若菜区本町1丁目9番10号

共同石炭産業株式会社

代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 嘉穂郡嘉穂町大字中隈大字北七丁目拾号の宅地

梶原久史

不動産の表示

所在地 嘉穂郡嘉穂町大字中隈大字北七丁目拾号の宅地

宗屋番号 5716 第 107 号

1. 木造 平屋建 入レト葺 巻裏

床面積 拾 〇 坪 止 合

専有部 分

~~宗屋番号 第 〇 号~~

~~木造 平屋建 入レト葺~~

~~床面積 拾 〇 坪 止 合~~

99

以上





不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 白木原清子（以下乙という）とは不動産売買について下記
①通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はどの所有する本館記載の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、量、種類等0定端端一切有実のままとする。但し、電気、水道の設備に付する
工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 六万五千八百 円とし、甲が乙に支払うべき前書き金
総額は、金 五万八千 円とする。
- 第 4 条 前条より加計した金 七千 円を、第 7 条の手續迄事件として金 五万二千 円と定め乙は
本契約額と同額にその金銀手印に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対するの地租等は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担と
する。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲において前書き金納付書提出を行うこととする
とする。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取権、質権、差当権、その他何等の権利のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び印紙料等に関する費用、その他本契約に関する費
用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承
継させ、甲に迷惑をかけない。

本契約を確保するため、本買渡金を作成し各署名捺印の上各添付を添付する。

昭和 43 年 8 月 1 日

売主(甲) 北九州市若松区本部1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 大 兵 衛

買主(乙) 1750 本一在着地
石塚郡志保町大字9段家積り十七百四拾二番地

白木原清子

動産の表示

所 在 石塚郡志保町大字9段家積り十七百四拾二番地

家屋番号 特限第109番 延 有

1. 本 屋 根 据 平 屋 造 トタン 葺 巻 瓦

床 五 畳 松 四 坪 五 合

専有区分

家屋番号 第 号

本 造 平 屋 造 トタン 葺

床 面 積 拾四 坪 五 合

以 上

黃帝製河次級糖中

此糖係由黃帝製成，其味甘美，且能補氣養血，誠為補品中之極品也。凡體弱多病者，服之立見功效。此糖之製法，乃黃帝親自監製，其法秘傳，非尋常可比。此糖之質，純潔無瑕，且能久藏不變，誠為居家旅行必備之良藥也。

喜
品

此糖之功效，實非筆墨所能形容。凡患貧血、失眠、食慾不振者，服之立見奇效。此糖之質，純潔無瑕，且能久藏不變，誠為居家旅行必備之良藥也。凡欲購者，請認明黃帝製河次級糖中為記，庶不致誤。



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 白木原 清子（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲は乙の所有する末尾邸裏の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、畳、障子等の定価物一切有架のままとする。但し、電気、水廻り設備に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 七万九千七百 円也とし、甲が乙に支払うべき前書き金着金書は、金 六万六千四百 円也とする。
- 第 4 条 前条より差し引いた額を売却代金とし、第 7 条の半納金条件として金 一万六千四百 円也と定め乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する所有権は、乙が取得しを承ける前日迄は、甲の所有とし、乙の所有は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、乙の所有権移転登記と同時に甲において前書き金受領金書を行うことを義務とする。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、登記簿地、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び有期手続費に関する費用、乙の相手契約に関する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に関する登記税を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして売主にその権利取得を承諾させ、甲には届出をかけるものとする。

本契約を確保するため、本書此項を印し各署名捺印の上各添付を保有する。

昭和 44 年 1 月 1 日

売主(甲) 北九州市基区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 嘉穂石炭産物大業有限 ^{1750 番地} 株式会社 ~~北九州市基区本町1丁目9番10号~~

白木原 清子

不動産の表示

所在地 嘉穂石炭産物大業有限横井町七丁目拾七の番地

宗屋番号 神保町 109 番 12 号

1. 水 道 平屋建 スレート葺 赤土

床面積 拾九 二〇 坪 ^{3 合 97} 武合会

専有権立

家屋番号 第 〇 号

水 道 平屋建 スレート葺

床面積 拾九 二〇 坪 武合会

以上





不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)と 杉山 汎 (以下乙という)とは不動産売買について下部の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する未開採の不動産(以下物件という)を乙に売渡し乙はこれを受取る。
- 第 2 条 前条物件については、量、埋蔵量の定算は一切有るのままとす。保証、電報、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 九萬四千八百円とし、甲が乙に支払うべき前金受取書は、金 五萬六千円とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を定期代金とし、残りの金を受取る物件として金 参拾八千円とし定めて乙は本契約の額と同等にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する差金受領は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の金は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲において前金受取書に捺印することと乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、地租特権、賃借、地当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料及び登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして売主としてその権利義務を承継させ、甲に通知せねばならない。

本契約を履行するため、未開採を併せて所有権名簿の上各右項を所有する。

昭和 47 年 4 月 / 日

売主(甲) 北九州市長見区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 山田市畑上山田 成徳 汎 著 地

杉山 汎

不動産の表示

所在地 嘉穂郡嘉穂町時津隈5丁目7番15の1番地

宗屋番号 制限 109番11号

1. 水 道 平 原 郡 瓦 葺 市 街

床 面 積 参 拾 坪 五 合

専 有 部 分

宗屋番号 第 号

水 道 平 原 郡 瓦 葺

床 面 積 拾 六 坪



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と **福 藤 勇**（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する未開採露の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、賃、課税等の定額地一切負担のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、**金 四 拾 五 百 円** 格とし、甲が乙に支払うべき新築予定費賠償金は、**金 十 五 百 円** 格とする。
- 第 4 条 前条より差し引いた額を差引代金とし、第 7 条の半納金条件として **金 七 十 円** 格と定め乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公債の額は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、乙の所有権移転登記と同時に甲において新築予定賠償金控除することをも承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却権、質権、差押権、その他何者の買戻の条いことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続費に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙は乙の譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ、甲に通知をかける。

本契約を履行するため、本書裏面に印成し各署名捺印の上各書送らねばならない。

昭和 年 月 日

売主（甲） 北九州市若狭区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主（乙） **山田市大字下山田村新築地**

福 藤 勇

不動産の表示



所 在 **山田市大字下山田村新築地**

宗 地 番 号 **第 646 番 9 号**

1. 水 道 **スレート管 平敷道 埋込**

床 面 積 **一 拾 五 坪 六 分**

専 有 部 分

宗 地 番 号 **第 646 番 9 号**

水 道 **平 敷 道 スレート管**

床 面 積 **九 坪**

以 上



不動産売買契約書

共同出資 誠實株式会社 (以下 甲 という) 久恒新利 (以下 乙 という) とは 詳細な条項について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲は乙が所有する未登記地籍不動産 (以下物件という) を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については 登記簿上の実所有者一切を承継するものとす。登記簿及び水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき物件代金は 金 九 万 円也とし 甲が乙に支払うべき借書手是換価賠償金は 金 四 万 八 千 円也とする。
- 第4条 前条より別れた親子売却代金とし 乙が甲に支払うべき条件とし 金 四 万 八 千 円也と定め 乙は本契約の締結と同時にその金額を甲に支払うものとす。
- 第5条 甲が前条の金額を領し 同時に本物件を乙に引渡すものとす。
- 第6条 本物件の引渡す公租公課は 乙が引渡しを受ける前日迄は 甲の負担とし その後の分は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については 乙の所有権移転登記と同時に甲に於いて 借書手是換価賠償金と行うこととす乙に承諾する。
- 第8条 甲は本物件に對し 先取特権 質取 担保権 等 他何もの負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権 移転登記手續に要する登録費 及び登記手續に要する費用 その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約の成立する権利義務の第三者に譲渡する場合 乙は 乙の譲渡人として 完全にその権利義務を承継させ 甲に迷惑を及ぼさない。

本契約は 締結された 本書と対照して作成し 各署名捺印の上 各二通と原簿を。

昭和 年 月 日

賣主(甲) 北九州府若松区本町1丁目番10号

共同出資 誠實株式会社

代表取締役 入交 久 恒 子

買主(乙) 志穂 節子 住居 大 5 年 限 1741 番地

不動産の表示

所 在 山田町大字山田字平久田八百四拾四 番地

積 算 面積 六 八 六 番

1 木造 瓦葺 平屋建 延 坪 拾 二 坪 餘

床面積 延 坪 拾 二 坪 餘

東面部分

積 算 面積 六 八 六 番

積 算 面積 延 坪 拾 二 坪 餘

床面積 延 坪 拾 二 坪 餘

床面積 延 坪 拾 二 坪 餘



志穂 節子

以上



不動産売買契約書

共同出資 総業株式会社 (以下甲という) 久恒新利 (以下乙という) とは不動産売買に
ついて下記のとおり契約を締結し、

- 第1条 甲は乙が所有する登記完成の不動産 (以下物件という) を乙に譲渡する旨に合意する。
- 第2条 前条物件については 売主共甲の所有物一切の条のまゝとする。但し登記手続の移
管に伴う工率代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき物件代金は 金貳拾万五千百 円也とし 甲が乙に支払うべき
売主共の登記手続代金は 金拾万五千百 円也とする。
- 第4条 前条より算出した額を免却代金とし 第2条の手續を本条件とし 金 拾 貳 万 円
也と定め 乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に譲渡するものとする。
- 第6条 本物件の対する公租公課は 甲が引渡しの日以前は 甲の負担とし その後の分
は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については 甲の所有権移転登記と同時に甲が 於いて 磁器手続簿帳巻録
と行うことを乙に承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対して先取特権 質権 地役権 甲の他権利の要領のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続の費用は 甲の負担とし
甲は本契約に因する費用に付て乙の負担とする。
- 第10条 本契約に因する権利義務の発生を以て譲渡する場合に乙は甲の譲渡人として
資金にその権利義務を承継せし 甲に譲渡を付けない。

本契約を締結するもの 本書を3通を作成し各署名捺印の上各1通を捺印する。

昭和 年 月 日
賣主(甲) 北九州市若松区本町1丁目番10号
共同出資 総業株式会社

買取付後 入 交 久 兵 衛
買主(乙) 高尾別荘建設大塚千隆 174/番地
久恒新利



不動産の表示

所在地 小田原大塚下小田原千野田八百四拾四番番地〇七
 宗屋番号 大六百四拾六、〇〇拾八号
 1 木造 平屋建 瓦葺 色棟
 床面積 四拾坪 延床五坪
 権利部外
 登記番号 大六百四拾六、〇〇拾八号
 木造 平屋建 瓦葺
 床面積 四拾坪 延床五坪



以上



不動産売買契約書

共同石炭産業株式会社（以下甲という）と 灰原 竜夫（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する本登記簿の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、畳、建具等の定価物一切持交のままとする。併し、敷金、水電の残費に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 四万五千五百 円とし、甲が乙に支払うべき買取手取金（即金）は、金 一万五千五百 円とす。
- 第 4 条 前条より引いた金 一万五千五百 円は、物ア家の半額を甲として金 七千五百 円と定め、乙は本契約の調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金物半額と同額の本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公課金額は、その引渡しをなげる前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同様に甲に於いて買取手取金調書換を行うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却標準、質差、移転費、その他何等の義務のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する公課税及び登記手続等に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務名簿謄本に關する場合は、乙はその購得人として完全にしてその権利義務を承継させ、甲に返還せよ。

本契約を履行するため、本書面調書を作成し各署名捺印の上名色鑑査請求する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州府若松区本町1丁目9番10号
共同石炭産業株式会社
代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 山田市大字下山田字多田八百四拾四番地
灰原 竜夫

不動産の表示

所在地 山田市大字下山田字多田八百四拾四番地

敷地番地 第 646 番地
1. 不 造 瓦葺 平屋建 有井 竜
床面積 約 拾 六 坪 半
専有部 分
部屋番号 大字山田大字下山田字多田
木造 平屋建 有井
牙 歯 数 九 坪

以上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)と 手筒義恵 (以下乙という)とは不動産売買について下記
の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲は乙の所有する未登記簿の不動産(以下物件という)を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前述物件については、電、ガス等の定額給一切有家のままとする。但し、電気、水道の料金に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 八千九百七十円 円とし、甲が乙に支払うべき前書き立書書
贈付金は、金 四万五千五百円 円とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を前記代金とし、残りの未納金として金 三千九百七十円 円と定めるは
本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前記の金額変動と同時に本物件系乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを待てる限り返は、甲の負担とし、その負担は乙の負担と
する。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲において前書き立書書登録を行うことを乙は承諾
する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、他当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料及び登記手続迄に要する費用、その他本契約に關する費用
はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承
継させ、甲に説明をかける。

本契約を履行するため、本書裏面に印紙し各署名捺印の上各名義を記す。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交 大輔 印

買主(乙) 新徳印高徳新行株式会社代表取締役
手筒義恵 印

不動産の表示

所在地 高徳印高徳新行株式会社代表取締役事務所

家庭番号 第 号

1. 水 道 平 屋 建 瓦 葺 巻 表

床 面 積 一 〇 七 〇 〇 坪

専 有 部 分

家庭番号 第 号

水 道 平 屋 建 瓦 葺

新 築 年 月 日 昭 和 一 〇 年 〇 月 〇 日

入金 50,000(内金)
外 20,000
以上





不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 久保田 翠 （以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲は乙の所有する未尾留蔵の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、電、線、器具等の定着物一切有するままとする。掃、電柱、水道の都管に付する工費代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 七千七百 円とし、甲が乙に支払うべき前書き定着者賠償金は、金 四百五十 円とする。
- 第 4 条 前条より差し引いた額を売却代金とし、第 7 条の手続きを条件として金 七千七百 円と定めるは本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する所有権登記、その引渡しを受ける期日等は、甲の負担とし、その費用は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲において前書き定着者賠償金を収付することを義務とする。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却権、質権、差当権、その他何等の買戻の権利を行使しないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続金に関する費用、その他本契約に関する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ、甲に返戻をせぬものとする。

本契約を担保するため、本書裏面に作成し各署名捺印の上各当事者保存する。

昭和 年 月 日

売主（甲） 北九州市若菜区幸町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 本 兵 衛

買主（乙） 久保田翠 1750番地



不動産の表示

所在地 北九州市若菜区幸町1丁目9番10号

東 面 番 号 第 〇 号

1. 本 道 平 塚 市 尾 井 池 田

市 番 号 第 〇 号

地 区 番 号 第 〇 号

本 道 平 塚 市 尾 井 池 田

地 区 番 号 第 〇 号



以上

⑦



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と長谷川正典（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲は乙の所有する石炭鉱業の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、置、埋、埋蔵物の定着物一切有家のままとする。但し、電気、水道の設備に付する工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 七十九万七千五百 円とし、甲が乙に支払うべき買取り金等調整金は、金 四万四千五百 円とする。
- 第 4 条 前条より差し引いた差引金出代金とし、第 7 条の不動産登記料として金 九千九百 円と定むるは本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを承ける算目迄は、甲の負担とし、その引渡しを承るの算目とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲が乙に買取り金等調整金を支払うこととを承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、充てん保、質権、差押権、その他の権利の無いことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料及び登記手数料に關する費用、乙は本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する裁判管轄は第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継し、甲に追及をかけるない。

本契約を締結するため、本書就通を作成し各署名捺印の上各添付を保有する。

昭和 年 月 日

賣主(甲) 北九州府若菜区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 長谷川正典 1750
長谷川正典 長谷川正典 長谷川正典 長谷川正典



長谷川 正典

不動産の表示

所在地 長谷川正典 長谷川正典 長谷川正典 長谷川正典 長谷川正典 長谷川正典

宗地番号 第 号

1. 水 道 平 屋 建 瓦 葺 赤 土

床 面 積 四 拾 九 坪

所有権力

宗地番号 第 号

水 道 平 屋 建 瓦 葺

床 面 積 拾 四 坪 五 分

以上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と **三浦実利**（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲は乙の所有する東尾製炭の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、置、建具等の定着物一切有家のままとする。但し、電氣、水道の設備に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 **七万七千七百** 円とし、甲が乙に支払うべき前書き金（前書き金は、金 **四万四千七百** 円）とする。
- 第4条 前条より加引いた額を前記代金とし、残りの金額を金 **三万二千七百** 円と定めるは本契約の額と同様にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額を額と同様に本物件売込に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する金取立額は、その引渡する時ける額とす。甲の負担とし、乙の負担は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、乙の所有権移転登記と同時に甲において前書き金取立登記を行うこととす。甲は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、地味権、賃権、地上権、その他何等の負擔のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記完了に要する登録税及び強迫手続に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する基利税額を第三卷に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその基利義務を承継させ、甲に就店をかける。

本契約を確保するため、本書裏面に印紙及び官署印の印上各名を添付する。

昭和 年 月 日

売主（甲） 北九州府高松区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主（乙） **三浦実利** 1750 巻紙

不動産の表示

三浦実利

所在地 **北九州府高松区本町1丁目9番10号**

家屋番号 第 号

1. 木造 平屋造 **瓦葺** 市街

床面積 **四拾九** 坪

専有面積

家屋種号 第 号

木造 平屋造 **瓦葺**

床面積 **拾四** 坪 立台



不動産売買契約書

共同石炭産業株式会社(以下甲という)と 内野 芳太郎 (以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲は乙の所有する未尾留置の不動産(以下物件という)を乙に売却し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、着、建具等の定価額一切買受のままとする。但し、電気、水道の設備に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 五万五千 円とし、甲が乙に支払うべき新築予定借居賃金償還金は、金 四万五千 円とする。
- 第 4 条 前条より差し引いた額を前金代金とし、残りの未納金を条件として金 九万五千 円と定めるは本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額償還と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲において新築予定借居賃金貸付を行うことを承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、地租特権、質権、地当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料及び登記手続迄に要する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する裁判管轄を第三者在に譲渡する場合は、乙はその譲受人をして完全にその権利義務を承継させ、甲に通知せよ。

本契約を確定するため、本書裏面に印し各署名捺印の上各名義を捺する。

昭和 23 年 月 日

売主(甲) 北九州市若菜区本町1丁目9番10号

共同石炭産業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 若菜郡若菜町大字大井町1番10号

内野 芳 太郎

不動産の表示

所 在 若菜郡若菜町大字大井町1番10号

宗 種 借 居 借 居

1. 本 居 平 屋 建 ス ー ト 葺 香 敷

庄 面 積 約 拾 九 坪

専 有 部 分

家 屋 部 分 庫 房

本 居 平 屋 建 ス ー ト 葺

庄 面 積 約 拾 四 坪 五 角

11,500 - 15,000 = 3,500

行
紙
之
二

以 上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)と 加藤一夫 (以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲は乙の所有する未登記の不動産(以下物件という)を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、量、測量等の定価物一切有案のままとする。但し、電気、水道の設備に付する工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 五万五千 円とし、甲が乙に支払うべき前書き金書簡書金は、金 四万五千 円とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を売却代金とし、残りの金納付金物件として金 一万 円と定めては本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金納付金と同様に本物件売乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する登記課税、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分けるの負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同様に甲において前書き金納付金書簡書簡書を行うことを承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却権、質権、担保権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続費に関する費用、その他本契約に関する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に迷惑を及ぼさない。

本契約を確保するため、本書副読本印し各署名捺印の上各条項を保存する。

昭和 〇 年 〇 月 〇 日

売主(甲) 北九州市西区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙)

長門郡高徳町大字中隈大字文化自然治行、売番地 1750

加藤一夫

不動産の表示

所在地 長門郡高徳町大字中隈大字文化自然治行、売番地

所 在 長門郡高徳町大字中隈大字文化自然治行、売番地

部屋番号 第 107番013 号

1. 本 品 平屋建 スレート葺 巻裏

床面積 40 平方 坪

専有区分

部屋番号 第 〇 号

木 造 平屋建 スレート葺

床面積 40 平方 坪

以上





不動産売買契約書

共同石炭産業株式会社（以下甲という）と **手島太助**（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する末尾記載の不動産（以下物件という）をここに売渡しこれを買受ける。
- 第2条 対象物件については、壁、建具等の定着物一切所有のままでする。但し、電気、水道の経費に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 **八万五千** 円とし、甲が乙に支払うべき買受予定積戻金金は、金 **六万五千** 円とする。
- 第4条 前条より差し引いた額を差引代金とし、第7条の半納金条件として金 **貳万** 円と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の定額を債と目録に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公債公課は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の金は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と目録に甲に於いて買受予定積戻金を付すこと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、抵当権、その他の権利の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に関する報酬は乙の負担手続法に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する書状換領手続に遅滞する場合は、乙はその換領人として完全にその権利義務を承継させ、甲に迷惑をかけるない。

本契約を成立するため、本書風通土作成し各署名捺印の上公堂保存を待する。

昭和 44 年 5 月 / 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同石炭産業株式会社

代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 山田市大字下山田字~~字~~八五四拾四~~一~~番地、

手島太助

不動産の表示

所在 **山田市大字下山田字~~字~~八五四拾四~~一~~番地**

敷地面積 **第646番6**

1. 用途 **スレート葺 平屋建 石造 車庫**

床面積 **26坪5合**

専有区分 **なし**

敷地番号 **六六百四拾六の六号**

木造 **平屋建 石造**

坪数換 **拾八坪**



以上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)と大野政吉(以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する東尾鉱業の手動車(以下物件という)を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、金、専属等の設備物一切有業のままとする。但し、電気、水道の設備に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき物件代金は、金 八万五千 円とし、甲が乙に支払うべき買受予定損差額は、金 六万五千 円とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を差引代金とし、第 7 条の手続を条件として金 貳万 円と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額等額と同等に前物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公債公課は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の金は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲において買受予定損差額を執行すること乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料は乙の負担手続法に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に差支をかけるない。

本契約を履行するため、本書裏面に作成し各署名捺印の上名刺等を保存する。

締結 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
 共同石炭鉱業株式会社
 代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 山田市大字下山田 ~~字~~ ~~八~~ ~~四~~ ~~一~~ ~~番~~ ~~七~~ ~~号~~
 大野政吉



不動産の表示

所 在 山田市大字下山田 ~~字~~ ~~八~~ ~~四~~ ~~一~~ ~~番~~ ~~七~~ ~~号~~ 当地区

取引番号 貸666春-9
 スレート葺 平家建 石元

1. 不 造 平家建 ~~スレート葺~~ 瓦
 床面積 ~~四拾五~~ 坪 ~~八~~ 分

専有区分
 宗地番号 大字下山田大字の地号

不 造 平家建 スレート葺
 床面積 拾八 坪



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社 (以下甲という) 福岡芳雄 (以下乙という) とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する末尾記載の不動産 (以下物件という) を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については壁、建具等の定着物一切有姿のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき物件代は、金 30,400 円也とし、甲が乙に支払うべき銘書予定損害賠償金は、金 48,000 円也とする。
- 第4条 前条より差引いた額を売却代金とし第7条の手続きを条件とし、金 22,400 円也と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権全部移転登記と同時に、甲に於いて銘書予定賠償登録を行うことを乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを保証する
- 第9条 本物件の所有権全部移転登記手続に要する登録免許税及び登記手続に関する費用、その他本契約に関する費用はすべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に迷惑をかけない。

本契約を確約するため、本書を式通作或し各署名捺印の上各志道を保有する。

昭和 63 年 4 月 / 日

売主 (甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役

入交太兵衛

買主 (乙) K 後新 吹口 町 K 号 東 川 番 地

福岡芳雄

不動産の表示

所 在 長門郡高森町 2380 45番地 1

家屋番号 第 41 号

1 木造 瓦葺 平 廣 建 寄 棟

床面積 21 坪 40 (実測面積 24 坪 00 合)

移転する持分 次 分の 七

以上



金控

不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という） 福 田 芳 雄 （以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する米尾記載の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
 - 第2条 前条物件については壁、建具等の定着物一切有姿のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
 - 第3条 乙が甲に支払うべき物件代は、金 八 万 四 百 円也とし、甲が乙に支払うべき鉱害予定損害賠償金は、金 四 万 八 十 円也とする。
 - 第4条 前条より差引いた額を売却代金とし第7条の手続きを条件とし、金 三 万 九 千 四 百 円也と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
 - 第5条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡しするものとする。
 - 第6条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
 - 第7条 本物件については、その所有権全部移転登記と同時に、甲に於いて鉱害予定賠償登録を行うことを乙は承諾する。
 - 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを保証する
 - 第9条 本物件の所有権全部移転登記手続に要する登録免許税及び登記手続に関する費用、その他本契約に関する費用はすべて乙の負担とする。
 - 第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に迷惑をかけるない。
- 本契約を確約するため、本書を式通作成し各署名捺印の上各宅遣を保有する。

昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
 共同石炭鉱業株式会社
 代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 大坂新坂田年K年東竹巻地
 福 田 芳 雄

不動産の表示

所 在 長狭路瑞東町K年文〇地番地1
 家 屋 番 号 第 〇 号
 1 木 造 瓦 葺 平 屋 建 居 宅 宅 棟
 床 面 積 27 坪 約 (実測面積 24. 坪 〇 合)
 移 転 する 持 分 〇 分 の 〇

以 上



昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日

19



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と池田清（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する天皇記念の子歌集（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買取る。
- 第2条 前条物件については、畳、建具等の定着物一切物業のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき金物代金は、七拾六千六百 円とし、甲が乙に支払うべき買取手当債権償還金は、金 四万四千四百 円とする。
- 第4条 前条より算出した額を地代金とし、第7条の条約条件として金 六千四百 円とし、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額準備と同時に本物件を乙に売却するものとする。
- 第6条 本物件に対する公課金額は、乙が所負しを付ける前日迄は、甲の負担とし、その後の金は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて買取手当債権償還債権を行うこと乙は承認する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続費に関する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に責任をかけるない。

本契約を履行するため、本書裏面を作成し各署名捺印の上各名簿を交付する。

日 年 月 日

売主(甲) 北九州府若松区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社
代表取締役 入交 大 吉

買主(乙) 美濃郡指栗町大新田 池田清

不動産の表示

所在地 美濃郡指栗町大新田 池田清 所有地

1. 水 道 なし
 2. 床面積 四拾四 坪 49
 3. 築年数 なし
 4. 水 道 なし
 5. 床面積 なし

42200
11.10.19
1919

以上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という） 橘田健一（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する未登記の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については畳、建具等の定着物一切有姿のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき物件代は、金 七万五千六百 円也とし、甲が乙に支払うべき鑑書予定損害賠償金は、金 四万五千六百 円也とする。
- 第4条 前条より差引いた額を売却代金とし第7条の手続きを条件とし、金 三万九千四百 円也と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権全部移転登記と同時に、甲に於いて鑑書予定賠償登録を行うことを乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを保証する
- 第9条 本物件の所有権全部移転登記手続に要する登録免許税及び登記手続きに関する費用、その他本契約に関する費用はすべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に迷惑をかけるない。

本契約を締結するため、本書を武通作成し各署名捺印の上各一本を保有する。

昭和 43 年 4 月 / 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交太兵衛

買主(乙) 横倉市 金沢三丁目新町 245番地 1

橘田健一

不動産の表示

所 在 嘉穂郡 船場町 8-2-1 245番地 1

家屋番号 第 72 番

1 木造 1等 半層 建 6.8 延 6.8 延 6.8 延 6.8

床面積 29 坪 40 分 (実積面積) 29 坪 40 分

移転する持分 式 分の 宅

以上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という） 福田健一（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する末尾記載の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、畳、建具等の定着物一切有室のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき物件代は、金 四 万 五 千 六 百 円也とし、甲が乙に支払うべき鉱害予定損害賠償金は、金 四 万 零 十 九 円也とする。
- 第4条 前条より差引いた額を売却代金とし第7条の手続きを条件とし、金 零 万 零 十 四 百 円也と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権登記部移転登記と同時に、甲に於いて鉱害予定賠償登録を行うことを乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを保証する
- 第9条 本物件の所有権登記部移転登記手続に要する登録免許税及び登記手続に関する費用、その他本契約に関する費用はすべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に迷惑をかけない。

本契約を締結するため、本書を式通作成し各署名捺印の上各志通を保有する。

昭和 42 年 4 月 / 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交太兵衛

買主(乙) 阪東町三丁目新町 200 番地 2

福田健一

不動産の表示

所 在 長門郡高田町大字 249 番地 1

家屋番号 第 775 番

1 木造 平屋建 老棟

床面積 27 坪 47 (実測面積 26 坪 40 合)

移転する持分 式 分の 老

以上

10月15日

10月15日

10月15日

進修印刷
1500

控



不動産売買契約書

井田石炭産業株式会社（以下甲という） 小池 勝次（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲は乙の所有する水尾地区の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については登記簿上の定額物一切有状のままとする。但し、電気、水道の設備に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき物件代は、金 八万 四 千 円ととし、甲が乙に支払うべき買受予定金（買受金）は、金 四万 八 千 円ととする。
- 第 4 条 前条より差し引いた額を先即代金とし残りの半額迄を条件とし、金 介万 九 千 四 百 円と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の全額を償還と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する各届出等は、その引渡しの受ける前日迄は甲の負担とし、その後の方は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に、甲において買受予定担保登録を行うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、共済権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記申請等に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する裁判管轄を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその義務を承継させ甲に迷惑をかけない。

本契約を締結するため、本書を武通作はし各署名捺印の上各添進を保有する。

昭和 47 年 6 月 4 日

売主（甲） 北九州市若松区本町1丁目9番10号

井田石炭産業株式会社

代表取締役 入 交 太 夫 郎

買主（乙） 長門郡蒲原町大字日ノ226番地1

小池 勝次

不動産の表示

所 在 長門郡蒲原町大字日ノ 226番地1

交 換 番 号 第 67 号 第 1 号

1 木 造 瓦 葺 平 屋 建 延 長 四 米

築 年 数 29 年 4 月

行 務 所 長 門 郡 蒲 原 町

以上





掛

不動産売買契約書

井田石炭産務株式会社（以下甲という） 板山繁子（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はどの所有する未登記の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、建具等の定額地一切有主のままとする。但し、電気、水道の障害に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき物件代は、金 八万 四 百 円とし、甲が乙に支払うべき抵当予定換金額は、金 四万 八 千 円とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を売却代金とし第 3 条の手續迄を条件とし、金 叁万 六 千 四 百 円と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額残額と同様に本物件を乙に譲渡するものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公債公債は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の方は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同様に、甲において抵当予定換金受取を行うことと乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、共有権、その他何等の買戻しのないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記申請等に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利侵害を第三者に發覺する場合は、乙はその賠償人をして完全にその権利侵害を救済させ甲に差支をかけない。

本契約を履行するため、本書を副連作はし各署名捺印の上各留置を保有する。

昭和 63 年 4 月 / 日

売主(甲) 北九州市若菜区本町1丁目9番10号

井田石炭産務株式会社

代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 善徳郡檜葉町X字添生 460番地

板山繁子

不動産の表示



所 在 善徳郡檜葉町X字X日 245番地1

家屋番号 第 69 号

1 本 地 区 平 塚 区 色 塚



床面積 29 坪 4 分 (築坪面積 24 坪 0 分)

持分持分 1/4 分地

以 上

控



不動産売買契約書

共済石炭産産株式会社（以下甲という）と 山本 勇 （以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する東尾尾越の不動産（以下物件という）をここに売渡ししこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、畳、建具等の定価物一切有るまゝとする。但し、電気、水道の設備に付する工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき金銭代金は、金 八万四千 円とし、甲が乙に支払うべき金銭代金積立金額は、金 四万八千 円とし、乙は本契約調印と同時にその金銭を甲に支払うものとする。
- 第 4 条 前条より前引いた額を前払代金とし、第 7 条の半額金銭として金 一万六千 円とし、乙は本契約調印と同時にその金銭を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金銭等額と同額に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公租公課は、乙の引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の金は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に対して金銭手形担保権を行使することを承認する。
- 第 8 条 甲は本物件に對し、先取特権、質権、差当権、その他の権利の負擔のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に關する法律上の登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に責任をかけるない。

本契約を履行するため、本書裏面を作成し各署名捺印の上各添付を保持する。

昭和 27 年 6 月 27 日

買主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共済石炭産産株式会社

代表取締役 入 交 大 兵 衛

賣主(乙) 嘉穂郡柏原町大字大宮
北九州市若松区本町10番20号

山本 勇

不動産の表示

所 在 嘉穂郡柏原町大字大宮字向トビ 245-1番地

家屋番号 大 6 号

1. 不 造 平屋建瓦葺 瓦 葺

床 面積 貳拾四 坪

専 有 面 積

家屋番号 大 6 号

木 造 平屋建瓦葺

床 面積 拾貳 坪

以 上

控



不動産売買契約書

共済石炭鉱業株式会社(以下甲という)と 田中光男(以下乙という)とは不動産売買について左記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する炭産鉱山の不動産(以下物件という)を乙に売却して乙これを買取る。
- 第2条 前条物件については、量、器具等の定種物一切有姿のままとする。併し、電気、水道の経費に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき手物件代金は、金 七拾万圓 であるとし、甲が乙に支払うべき貸付金借付金金は、金 四万五千圓 であるとする。
- 第4条 前条より引いた借付金借付金とし、第7条の手物件代金として金 六拾五千圓 であるとし、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金物等債と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公債金等は、乙の引渡りを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の金は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて貸付金借付金債権を消滅させるものとする。
- 第8条 甲は本物件に対し、売却前債、質権、持分権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に多する登録税及び登記手続費に関する費用は、その原本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に注意をかけるものとする。

本契約を履行するため 本書裏面を作成し各署名捺印の上を各署名を保留する。

昭和 43 年 4 月 1 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
 共済石炭鉱業株式会社
 代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 福岡県若狭郡指板町新田 26番地1
 田中光男

田中
 25年4月
 15日入
 田中

不動産の表示

所在地 品狭郡指板町新田与田町与田町26番地1

郵便番号 817-2 若 松 区
 1. 不動産 炭産 鉱山 地 区
 2. 床面積 4拾 6 坪 4角
 3. 専有面積 移転する部分割合
 4. 用途 炭七拾 6 坪
 5. 本 質 炭産 建 築 物
 6. 床面積 拾 6 坪

田中
 田中
 15日入
 田中

田中
 田中

控

以上



控

不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という） 橋田 健一（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する末尾記載の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については畳、建具等の定着物一切有姿のままとする。
但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき物件代は、金 拾万八千九百 円也とし、甲が乙に支払うべき損害予定損害賠償金は、金 八万六千四百 円也とする。
- 第4条 前条より差引いた額を売却代金とし第7条の手続きを条件とし、金 六万七千八百 円也と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権全部移転登記と同時に、甲に於いて損害予定賠償登録を行うことを乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを保証する
- 第9条 本物件の所有権全部移転登記手続に要する登録免許税及び登記手続に関する費用、その他本契約に関する費用はすべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に迷惑をかけるない。

本契約を確約するため、本書を式通作成し各署名捺印の上各巻通を保有する。

昭和 29 年 6 月 / 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 廣永市金沢三号前町 4番地2

橋田 健一

不動産の表示

所 在 嘉康郡杵築町 3550 29番地

家屋番号 第 12 番

1 木造 豆平 康 建 居 光 忠 棟

床面積 27 坪 16/100 (実測面積) 27 坪 00 合

— 移転する持分 — 分の

以上



控

不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という） 角 田 光（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する未尾記載の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
 - 第2条 前条物件については畳、建具等の定着物一切有姿のままとする。
但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
 - 第3条 乙が甲に支払うべき物件代は、金 五 万 円也とし、甲が乙に支払うべき鉱害予定損害賠償金は、金 貳 万 円也とする。
 - 第4条 前条より差引いた額を売却代金とし第7条の手続きを条件とし、金 参 万 円也と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
 - 第5条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
 - 第6条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
 - 第7条 本物件については、その所有権全部移転登記と同時に、甲に於いて鉱害予定賠償登録を行うことを乙は承諾する。
 - 第8条 甲は本物件に対し、先取権、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを保証する
 - 第9条 本物件の所有権全部移転登記手続に要する登録免許税及び登記手続に関する費用、その他本契約に関する費用はすべて乙の負担とする。
 - 第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に迷惑をかけるない。
- 本契約を確約するため、本書を式通作成し各署名捺印の上各壹通を保有する。

昭和 47 年 4 月 / 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛



買主(乙) 嘉穂郡指原町大字久田 226番地

角 田 光



不動産の表示

所 在 嘉穂郡指原町大字久田 226番地 / 角田 光 の 田 辺 の 家

家 屋 番 号 第 28 番

1 木 造 瓦 葺 平 屋 建 居 宅 専 用

床 面 積 27 坪 47 (実測面積 24 坪 00 合)

移転する持分 式 分 の 老

227E

以上

18



不動産売買契約書

共同石炭産業株式会社(以下甲という)と 藤 原 実 (以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

大新
大新
大新

- 第 1 条 甲はその所有する東尾尾敷の不動産(以下物件という)を乙に売渡し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 新築物件については、畳、建具等の設備類一切有事のままでする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 四万五千六百 円 零とし、甲が乙に支払うべき買取り金償金は、金 四万五千六百 円 零とする。
- 第 4 条 前条より前記した額を売却代金とし、第 7 条の手続き条件として金 一万五千四百 円 零と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額等額と同額に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける買受者は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて買取り金償金を付したことを承認する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続金に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に関する権利義務両当事者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として売主にその権利義務を承継させ、甲に通知をかけるない。

本契約を履行するため、本書裏面に併し各署名捺印の上各名指を捺する。

昭和 61 年 5 月 1 日

売主(甲) 共同石炭産業株式会社
代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 藤原実 266-1

不動産の表示

所在地 北九州市若松区本町1丁目9番10号

敷地面積 〇 方 7 〇 番

1. 水 道 年 産 建 瓦 葺 色 漆

水 器 類 流 浴 100 円

専 有 部 分 移 転 可 行 会 2 分 1

取 扱 用 意 〇 方 7 〇 号

木 造 年 産 建 瓦 葺

歩 道 積 拾 〇 〇 〇

金 30000

以上

22



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 吉竹朝雄（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲は乙の所有する大塚製菓の不動産（以下物件という）を乙に売却して乙はこれを買取る。
- 第2条 前条物件については、登記、専員等の登録等一切必要な手続は、甲が、電氣、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 七十九万六千四百 円とし、甲が乙に支払うべき買取手続費用代金は、金 四万五千四百 円とし、金 八十四万一千四百 円とする。
- 第4条 前条より差引いた額を売却代金とし、残りの金額を本物件として金 八十九万六千四百 円とし、乙は本契約締結と同時にこの金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額を納付と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公債負担は、乙の引渡りを受ける前日まで、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲において買取手続費用代金を行うことと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差当権、その他の権利の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税は乙の負担とし、その代金契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に通知を要しない。

本契約を履行するため 本書は通念作成し各署名捺印の上並置して保存する。

昭和 43 年 5 月 1 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
 共同石炭鉱業株式会社
 代表取締役 入 久 大 兵 衛

買主(乙) 吉竹朝雄
 嘉穂郡栢葉町大字大塚 407番地

不動産の表示

所在地 嘉穂郡栢葉町大字大塚字何1心246-1番地

登記番号 北ノ庄 505

1. 用途 平屋建 住宅 凡 地

2. 床面積 40.60坪

3. 所有部分 持分 2/3 分 2 分の 1

4. 権利関係 大塚裕子

5. 不動産 平屋建 凡 地

6. 備考 40.60坪

22

以上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)と鶴田貞雄(以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する凡地記載の不動産(以下物件という)を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、塙、建築等の定着物一切所有のままである。但し、電気、水道の設備に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき物件代金は、金七百六十円(七千六百円)とし、甲が乙に支払うべき買戻金(買戻金は、金四百九十円(四千九百円) 手付とする。
- 第4条 前条より引いた額を先納金とし、残りの金額を条件として金六百九十円(六千九百円) 手付と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の家賃等債権は同時に本物件を乙に譲渡するものとする。
- 第6条 本物件に対する負担金等は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて仮登記申請を提出を行うこと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、抵当権、その他の権利の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に関する登録税等の登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ、甲に通知をかける。

本契約を確保するため、本書裏面に作成し各署名捺印の上名義を占有する。

昭和 47 年 5 月 / 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
 共同石炭鉱業株式会社
 代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
 鶴田貞雄

不動産の表示

所在地 北九州市若松区本町1丁目9番10号

- 1. 床 延 平屋建 瓦葺
- 床 面積 式拾四 坪
- 専有面積 式拾四坪二分之二
- 床 面積 式拾四坪二分之二
- 床 面積 式拾四坪二分之二

以上

不動産売買契約書

井岡石炭鉱業株式会社（以下甲という）と大村嘉一郎（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する米尾鉱業の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、壁、障子等の定着物一併所有の事とする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、現金で十八万五千元とし、甲が乙に支払うべき譲渡手形償還額は、金七万五千元と定める。
- 第4条 前条より差引いた現金は譲渡代金とし、第7条の申渡手形として金十萬元と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の譲渡手形と同様に本物件を乙に売渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同様に甲に於いて譲渡手形賠償請求を行うこととは承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差押権、その他の何れかの権利のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手形に関する公租公課は登記申請書に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして先甲にその権利義務を承継させ、甲に承諾をかけるものとする。

本契約を履行するため、本書原通を作成し各署名捺印の上各色逓去保留する。

昭和メノ年 月 日

売主(甲) 北九州府若松区本町丁日9番10号
井岡石炭鉱業株式会社
代表取締役 入交 大兵衛

買主(乙) 大村嘉一郎
嘉穂郡福原町大字大田 221番地

不動産の表示

所在 嘉穂郡福原町大字大田 221番地

宗屋番号 甲78番

1. 木造 平屋建 瓦葺 10坪

2. 木造 平屋建 瓦葺 15坪

3. 所有地 持分3分の1

宗屋番号 大七拾八号

木造 平屋建 瓦葺

宗屋番号 拾八号 57

58,800

58,800

以上

訂
済



不動産売買契約書

福岡石炭鉱業株式会社（以下甲という）と石橋進（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

六軒
六軒
六軒

- 第1条 甲はその所有する天龍鉱山の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、臺、建具等の定着物一切有業のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、~~五拾八千四百~~ 八千七百八十圓とし、甲が乙に支払うべき買受定金は、~~五拾八千四百~~ 六千七百八十圓とする。
- 第4条 前条より前引いた買受金の代金とし、第3条の中括弧の件として~~五拾八千四百~~ 六千七百八十圓を支払ふこととし、乙は本契約の締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の買受金債と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公設公課は、その引渡しを遂げる前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて買受定金返還請求を行うこと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、売却権、質権、差押権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記申請金に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全乙の権利義務を承継させ、甲に責任を付さない。

本契約を履行するため、本書並通を作成し各署名捺印の上各署名と保存する。

昭和 47 年 4 月 1 日

売主(甲) 北九州府若松区本町1丁目9番10号

福岡石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 友 太 兵 衛

買主(乙) 石橋進

石橋進

2名押入
1名記入

加印
既済

不動産の表示

所 在 嘉穂郡柏原町大字平田字常若武井成冷名010地

宗 種 番 号 次七拾八番

1. 木 造 平屋建 瓦葺 老

床 面 積 拾五坪 武合約

専 有 部 分 移転了持分3分1

宗 種 番 号 次七拾八号

木 造 平屋建 瓦葺

床 面 積 拾五坪 武合約

六軒
六軒
六軒

以上



不動産売買契約書

北岡石炭産物株式会社(以下甲という)と、小江一五(以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

五章訂正
六章訂正

- 第1条 甲はその所有する東尾鉱山の不動産(以下物件という)を乙に売却してはこれを受取る。
- 第2条 前条物件については、敷、建具等の設備物一切所有のままでする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。 **売値九十六百**
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、~~金 六十六千~~ **金 九十六千** であるとし、甲が乙に支払うべき貸付金借換償金は、~~金 六十六千~~ **金 九十六千** であるとする。 **四不条十六百**
- 第4条 前条より算出した額を前払代金とし、残りの金額を物件として金 ~~六十六千~~ **九十六千** であるとし、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額を領し同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて貸付金借換償金を行うこと及び承認する。
- 第8条 甲は本物件に対し、売却権、買戻、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記申請に際する登録料及び登記手続法に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する争執裁判権を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に連累をかけるない。

本契約を履行するため、本書気通書作成し各署名捺印の上右名を保有する。

昭和 〇 年 〇 月 〇 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
北岡石炭産物株式会社
代表取締役 入交大兵衛

買主(乙) 長徳即振草の大家文田幸福式百利地宅一五番地4
小江一五

不動産の表示

所在地 **長徳即振草の大家文田幸福式百利地宅一五番地4**

宗地番号 **〇八拾貳番**

1. 木造 **五等半築造**

床面積 **一三三.〇〇** 坪

専有部分 **移転付存分のみ**

宗地番号 **〇八拾貳番**

木造 **半築建五等**

床面積 **拾六.〇〇** 坪

以上

111② 土建



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)と 視学利興 (以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する東尾籠敷の手動機(以下物件という)を乙に売買し乙はこれを買取る。
- 第2条 前条物件については、基、器具等の定価物一切有受のままとする。但し、敷地、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき手動機代金は、金 八万四千四百圓とし、甲が乙に支払うべき買取り定価金総額は、金 五万五千圓 会社とする。
- 第4条 前条より譲り受けた西尾籠敷代金とし、物件家の手動機条件として金 一万四千四百圓 取ると定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の買取り額と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公算公認は、乙の引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同様に甲に於いて買取り手動機登記を行うこととは承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取権、質権、抵当権、その他等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料及び登記手続費に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にてその権利義務を承継させ、甲に責任をかけるない。

本契約を履行するため、本書並通を併し各署名捺印の上各名簿を保存する。

昭和 年 月 日

買主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
 共同石炭鉱業株式会社
 代表取締役 入 交 大 兵 衛

買主(乙) 名徳郡箱根町大字日守名270の4番地
 視学利興

不動産の表示

所在地 名徳郡箱根町大字日守名270の4番地
 宗地番号 才 83番
 1. 水 道 平尾建 昔井 色
 2. 排水 堀上 堀上 合
 3. 所有部分 抄取手動機会社
 4. 築地年月 大 八 於 年
 5. 水 道 幸 松 建 有 井
 6. 排水 堀 上 堀 上 合

売却代金領

殊

以上

税
 契
 印
 税
 契
 印
 税
 契
 印

55
481
1946



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 大野 竜 理（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する東尾鉱山の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、金、器具等の定価物一切所有のままである。但し、電氣、水道の設備に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 五 百 六 十 万 円 であるとし、甲が乙に支払うべき貸渡金積戻金金は、金 五 十 万 円 であるとする。
- 第 4 条 前条より引いた積戻金代金とし、借入金の手続き条件として金 四 万 円 である定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金積戻金と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する保証金額は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて抵当許免期間満了を行うこと乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差押権、その他等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続法に関する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ、甲に責任をかけるない。

本契約を履行するため、本書裏面を作成し各署名捺印の上各巻を占有する。

昭和 27 年 1 月 1 日

売主（甲） 北九州市若松区本町1丁目9番10号
 共同石炭鉱業株式会社
 代表取締役 入交 大 兵 衛

買主（乙） 大野 竜 理 22歳 男性
~~大野 竜 理 22歳 男性~~

大野 竜 理 (Red Seal)

不動産の表示

所 在 大野 竜 理 の 工 事 所 中 大 野 竜 理 宅 4

敷 地 面 積 1,070 坪

1. 水 道 ~~大野 竜 理 宅~~ 水 道

2. 電 氣 配 線 ~~大野 竜 理 宅~~ 屏 風 4 丁

3. 有 限 公 司 移 転 特 許 分 割 創 業

4. 地 積 率 第 百 七 十 号

5. 水 道 ~~大野 竜 理 宅~~ 大 野 竜 理 宅

6. 地 積 率 第 百 七 十 号

大野 竜 理 (Red Seal)
 大野 竜 理 (Red Seal)
 大野 竜 理 (Red Seal)



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 吉野 喜洋（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する米尾鉱業の手動機（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、巻、建具等の装飾物一切有無のままとする。巻し、巻込、水道の移管に伴う工費代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 参万九千 円とし、甲が乙に支払うべき鉱業手動機買取償金は、金 参万六千 円 宛付とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を売却代金とし、第 3 条の半額を条件として金 参千 円と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額半額と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する登記申請は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲において買取手動機償金を行うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却前債、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に關する登録税及び登記手続費に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務は第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として免状にその権利義務を承継させ、甲に請求を付けない。

本契約の成立するため、本書裏面を作成し各署名捺印の上官公署に提出する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若尾区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役

入交 大兵衛

買主(乙) 船築町 吉野 喜洋

吉野 喜洋

不動産の表示

附 在 船築町 船築町 吉野 喜洋 式西六番地 4

床面積 14.7 畳

不 動 産 千原建 7 号 地 積

床面積 14.7 坪 7 号 4 号

専有面積 移転 1 号 1 号 1 号

専有面積 1 号 1 号 1 号

木 造 千原建 7 号

取 扱 費 1 号 1 号 1 号

以上